

フランスにおける離婚合意援助システム

——家事調停 *médiation familiale* 導入の動向——

小野 義 美

目 次

- 一 はじめに
- 二 家事調停 *médiation familiale* 導入の背景
- 三 家事調停 *médiation familiale* の実践—その内容と手続き—
- 四 家事調停 *médiation familiale* の制度化の動向
- 五 おわりに—総括および日本法への示唆

一 はじめに

今日、欧米諸国では離婚数・率の増大が著しいが、離婚状況はフランスにおいても同様である。⁽¹⁾ フランスでは、一九六〇年代半ばより離婚数・率の増大をみせ、一九八八年では離婚数は一〇万四〇〇〇件を越え、離婚率も婚姻一〇〇当たり三一・二(普通離婚率で一・八六)と高率である。このような離婚状況をもたらす社会的背景の一つとして離婚観の変化を挙げることができるが、今日では、離婚はもはや非難さるべき逸脱行為とはみなされず、愛情・幸福追求を目的とする婚姻生活において、目的達成不可能な場合における新たな目的追求を目指すための選択肢として積極的に位置付けられているのである。⁽²⁾ さて、以上のような再出発としての離婚を現実を選択する場合においては、離婚自体および離婚の諸結果(子の処遇や婚姻財産の清算、離婚給付)についていかに自主的かつ適合的な解決を図りうるかが重要問題となる。しかし、現実の離婚過程においては、離婚当事者間に精神的葛藤や感情的対立がみられる場合が多く、ために十分な合意形成がなされえず、当事者の合意に基礎付けられない形での判決による決定内容も適合性を欠き、その実効性も不十分なものとならざるをえない。このような形の離婚は、当事者にとってのみならず、子ども⁽³⁾の利益保護という点でも問題が大きい。そこで、このような状況に鑑み、離婚が当事者にとって文字通り再出発となりうる『良き離婚 bon divorce』を導くべく、離婚当事者の精神的、感情的対立関係を除去し、離婚問題について当事者が自主的・主体的に対話し、十分な合意に基づいた解決をなすための様々な援助を与えることが必要であると認識されるようになってきた。

このような要請に対応すべく、離婚当事者による自主的・主体的解決のための援助システム (mediation, conciliation, médiation familiale) が一九七〇年代始めに初めてアメリカにおいて導入され、その後、カナダ、イギリス、ベルギー、スイス、オーストラリア、ニュージーランドと、抗しがたき普及 *irresistible diffusion*⁽³⁾ をみせており、近時、フランスにおいてもそのシステムを導入する動きがみられるのである。

筆者は一九九〇年九月一日から一〇月五日にかけてフランスにおける家族問題援助機関についての調査団の一員として派遣され、主として離婚問題についての相談・援助機関の調査に従事する機会をえた。⁽⁴⁾ その調査において、離婚の危機に瀕した夫婦に対する相談・援助として、危機を解決し、夫婦の良好な関係の修復を目指してなされる夫婦問題カウンセリング *conseil conjugal* と並んで、最近の新しい実践として、もはや離婚はやむを得ないものとして、離婚後の諸問題に対応すべく、離婚の諸結果 (子の処遇、婚姻財産の清算、離婚給付) についての当事者の合意形成促進を目指した家事調停 *médiation familiale* および離婚後の親と子の交流の場の提供 *point de rencontre* がなされていることを知りえた。⁽⁵⁾ 本稿は、このフランス調査において収集した資料およびその後の補充資料に基づき、フランスにおける離婚合意援助システムとしての家事調停 *médiation familiale* について、導入の背景、その実践内容、制度化の動き、および家事調停の意義と問題点⁽⁶⁾ の諸点から分析、検討しようとするものである。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

注

- (1) フランスにおける離婚状況の分析については、小野義美「今日のフランスの離婚—統計的分析」(宮崎大学教育学部紀要・社会科学六一号、一九八七年)三八頁以下、原田純孝「フランスの離婚」(利谷信義他編『離婚の法社会学』、東大出版会、一九八八年)一八五頁以下、小野義美「フランスの離婚」(有地亨編著『現代家族の機能障害とその対策』、ミネルヴァ書房、一九八九年)二七五頁以下、参照。

- (2) Martine Segalen, *Sociologie de la famille*, Paris, Armand Colin, 1981, p. 144. ヴルチヌ・セガレーヌ (片岡他 訳) 『家族の歴史人類学』(新評論 一九八七年) 二〇〇頁。
- (3) B. Bastard et L. Cardia-Voneche, *L'irrésistible diffusion de la médiation familiale*, *Annales de Vaucresson*, no. 29 (2/1988), p. 170. 尚、我国においても若干の国々における援助システムの紹介がなされている。アメリカにつき、野田 愛子「アメリカにおける家事調停 Divorce Mediation の新思潮」(ケース研究一九四号) 一八頁以下、水口芳壽「デン バー便り(四・完)」(家裁月報三八巻一号) 二六〇頁以下、寺戸由紀子「アメリカにおける離婚ミヂェーションの現状」(時の法令一三〇七号) 三九頁以下、棚瀬一代「アメリカの離婚調停」(ケース研究二三三号) 一九頁以下、等参照。イギリスにつき、磯野誠一『家事調停制度の研究』(第一法規、一九八五年) 一六一頁以下、南方 暁「英国における合意援助手 続」(茨城大学教養部紀要一八号) 三二頁以下、同「イギリスの離婚」(有地・前掲書) 二六九頁以下、等参照。
- (4) 本調査は、一九八九年度科学研究費・国際学術研究『家族の機能障害の実態と障害除去の諸施策の研究 日英仏の比較検討』(研究代表者：有地 亨・九大名誉教授) の一環として、前年に行われたイギリス調査に引き続き、フランスにおいて行われた。調査報告については、小野・二宮・久塚他『調査報告・フランスにおける家族問題援助機関』(一九九二年四月) 参照。
- (5) 小野義美「フランスにおける離婚問題相談・援助機関の調査報告」(前掲・調査報告書) 一一〜一二頁。
- (6) 離婚後の親と子の交流の場 *point de rencontre* は、非親権行使者たる親の訪問権、宿泊権の現実的保証を行うサービスであり、その過程で当事者双方や子どもにとってより一層望ましい子の処遇のあり方について調整する機能を果す意味で家事調停の意味をもつが、ここでは分析の対象外とする。このサービスについては、 Voir, AFCCC-Aquitaine, *Point de rencontre, et aussi, AFCCC-Aquitaine, Le droit de visite et ses conflits: l'expérience du «Point de Rencontre» à Bordeaux*, in *Dialogue*, no. 105, pp. 71 et suiv. G. Poussin et al., *La passerelle à Grenoble*. B. Bastard et L. Cardia-Voneche, *infra*, [A], pp. 163 et suiv.

(7) 最近、フランスにおける *médiation familiale* の実践について理論面、実態面から分析した B. Bastard et L. Cardia-Vonèche, *Le divorce autrement : la médiation familiale*, Paris, Syros-Alternatives, octobre 1990. (以下、「A」として引用する) を入手した。本書は、両氏が、女性の権利庁および司法省からの委託と財政的援助を受けて行った研究の成果であり、フランスにおける初めての総合的な研究書である。尚、本研究の一部は次の二論稿として別途発表されており、筆者はそれに注目していたが、この度、若干の修正の上、本書に収録された。その一は注(3)所掲論文(本書一五頁以下)、「02」¹⁹ B. Bastard et L. Cardia-Vonèche, *Militants, professionnels ou médiateurs?*, in *Dialogue*, no. 105, pp. 89 et suiv. (本書七五頁以下) である。

以下の分析は基本的には筆者が滞仏中に独自に収集した諸資料に基づいて行うが、本書においては家事調停実践の代表的機関等については同様の資料の他、別個の資料も用いられており、本書により補充する。また、前掲の二論稿の参照も、とくに必要な場合を除き、本書によることにする。

二 家事調停 *médiation familiale* 導入の背景

家事調停 *médiation familiale* は欧米諸国において、抗しがたき普及をみせているのであるが、フランスにおいて、その導入が必要とされる背景としてはどのような事情を挙げうるであろうか。B. Bastardらは、欧米諸国における状況も踏まえ、一般的背景として、現代家族の変化の中で家族生活、従ってまた離婚についての夫婦による自律的決定がみられるようになったこと、これに伴い離婚法や離婚についての裁判実務において夫婦の合意の尊重がな

説
されるようになったが、その合意の形成には困難が多く、夫婦自体、また、裁判官においても対応が迫られていること、の二点を指摘する⁽¹⁾。そこで、以下においては、以上の指摘を踏まえながら、第一に現在における離婚のとらえ方の特徴、第二に現行離婚法における離婚手続の特徴と問題点、第三に離婚の諸結果の問題状況、について検討しよう。

1 新しい離婚のとらえ方—離婚の私事化 *privatisation*

冒頭でも触れたように、現在、離婚数・率は引き続き増大傾向にあり、今日、離婚は、もはや社会的逸脱行為としてではなく、新たな出発のための選択肢として積極的に位置付けられるようになった。このような離婚の位置付けの変化は婚姻観の変化と軌を一にする。即ち、今日、婚姻が従来の伝統的婚姻観を脱し、婚姻の最大価値が夫婦間の愛情、幸福におかれ、婚姻関係は〈愛情的個人主義 *individualisme affectif*〉⁽²⁾によって支配されるようになったことが認められる⁽³⁾。そして、そのような婚姻においては、その婚姻運営は、まさに、婚姻価値の実現を図るべく夫婦による自律的運営がなされる。つまり、出産計画や家庭運営のあり方、役割分担等夫婦の意思と期待にそった生活の組織化がなされるのである(家族関係の自治化 *autonomisation*)⁽⁴⁾。そこで、当該婚姻関係が婚姻価値の実現にとって適合的でない⁽⁵⁾と判断されるに至る場合には、夫婦は離婚を決意するのである。こうして、離婚は、まさに、夫婦による婚姻の自律的運営における選択肢として位置付けられるに至るのである。夫婦は自らの意思によって離婚を決意し、離婚の諸結果に関する決定も、離婚後の家族関係の再組織化の問題として、夫婦双方の自由な合意によって決定し、種々の決定機関の制度的介入を拒むのである⁽⁶⁾。まさに、離婚は夫婦の私的、自律的決定事項とされるのである(離婚の私事化 *privatisation*)⁽⁷⁾。

このように、今日、離婚は婚姻価値実現を目指した家族的再編の積極的契機として位置付けられ、離婚自体および

離婚の諸結果について夫婦の自由な合意によって決定されるべきものと考えられるようになってきた。このような離婚の私事化傾向においては、離婚過程における夫婦の主體的合意形成がいかに保証されるかが大きな課題となる。

2 現行離婚法における離婚手続の特徴と問題点

一九七五年、深刻化する離婚状況に対応すべく離婚法の全面改正が行われた。改正離婚法は旧法の有責主義から破綻主義へと原理的転換を遂げた点で特徴的であるが、現実的には合意離婚、破綻離婚の導入の一方、有責離婚を残留させた妥協的なものとなっている。

改正離婚法が破綻主義を導入したことの意義は大きい。まず第一に、離婚の可否について有責事由 *faute* の有無を問わないことになる。合意離婚については、協議離婚では夫婦の離婚合意があれば事実審理は行われず（民法二二〇条）、認諾離婚でも事実審理は行われるが有責性の判断はなされない（同二三四条）。破綻離婚については六年以上の別居又は六年以上の回復見込みのない精神的能力の減退による共同生活の破綻の事実があればよく、有責性の判断は行われない（同二三七、二三八条）。このように離婚事由として有責性を問わないということはそれだけ夫婦の離婚合意を促進する。第二に、離婚の諸結果の決定においても有責性は問われない。離婚給付については、旧法では有責性を基礎に専ら有責配偶者に対する制裁として扶養定期金と損害賠償の支払義務が課せられていたが、改正法では制裁的要素を排除した。合意離婚については、夫婦間の衡平の確保の観点から、婚姻の解消によって生じる生活条件の不均衡を償うための給付である「補償給付」を認める（同二七〇条）（これは有責離婚の場合ですら原則として認める、同二八〇条の一）。破綻離婚については、無責配偶者への配慮から、離婚請求者に対し生活扶助義務の存続を認める（同二八一条）。また、子の処遇についても、旧法では無責配偶者に子の監護が委ねられたが、改正法では有責性の有無

とは無関係に、専ら子の利益を基準に決定される(同二八七条)。そして、離婚給付内容や子の処遇の決定は、協議離婚では夫婦の合意案を裁判官が認可することにより(同二三二条)、その他の離婚では裁判官が決定するが、その場合でも夫婦の協議がなされるよう努力する(同二五二条の二)(尚、子の処遇の決定については、裁判官は、必要な場合には、更に社会的調査や子の聴聞を行う、同二八七条の二、二九〇条)。このように、離婚の諸結果の決定においては有責性は問われず、夫婦の合意が尊重される形で決定されるのである。

以上のように破綻主義の導入は離婚自体および離婚の諸結果について夫婦の合意に基づく決定を促し、尊重するものであり、これは、まさに、離婚の私事化傾向に適合するものである。有責性を問わないことは離婚過程における夫婦間の敵対的緊張関係の発生を抑制し、それだけ夫婦の合意形成を促進しうるものであるが、複雑な関係にある夫婦間においてその合意形成を現実的にどう行いうるかが課題となろう。この点に関し、次の二事実は無視できない。一つは、離婚形態をみると、合意離婚は徐々に増加しているものの未だ五一パーセントであり、有責離婚が依然として四八パーセントの高率を維持しているのである(破綻離婚は僅か一パーセント台である⁽⁶⁾)。ここには、改正法が有責離婚を残存させたこと(一方的有責者に対する補償給付の否認および損害賠償義務、同二六六、二八〇条の二)への一定の対応がみられるのであり、とくに離婚の諸結果についての合意形成の難しさを示している⁽⁷⁾。二つは、合意離婚のうち、認諾離婚の割合が一貫して増加傾向にあるのである。認諾離婚は、離婚自体の合意はあるが離婚の諸結果について合意が成立しない場合に裁判官により決定してもらうための離婚方法であり、それが増加しているということはこれまた離婚の諸結果についての合意が困難であることを示している。以上の事実は、とくに離婚の諸結果についての合意形成の現実的確保の課題の重要性を一層根拠付けるものである。

3 離婚の諸結果の問題状況

離婚の諸結果については、上述のように、協議離婚では夫婦の合意を基礎に、その他の離婚では夫婦の協議を促しつつ裁判官の判断により決定されるが、その決定内容および履行状況はいかなるものであろうか。

まず、離婚給付についてみよう（尚、夫婦財産の清算の問題は、別途、共通財産の分割として処理される）。離婚給付には、破綻離婚の場合の扶養定期金と合意離婚、有責離婚の場合の補償給付の二種があるが、両者を含めた取り決め状況は、子の養育費込みの場合で財産的給付取り決め総数の二〇・九パーセント、夫婦固有のものは一一・八パーセントにすぎない（離婚件数全体でみると、前者は二二・二パーセント、後者は六・九パーセントである⁹⁾）。このように離婚給付の取り決め率は非常に低いのであるが、更に、給付の履行状況も問題である。扶養定期金の支払状況は非常に悪く、二五パーセントの定期金が支払われず、二五〜三三パーセントの定期金が不定期にしか支払われていない¹⁰⁾。補償給付については、法律上の原則である元本一括払い（民法二七五条以下）の事例はむしろ少数で、大多数は定期金形式が取られており、しかも終身期限のものが多く、かつ、月額が比較的少ない事例が多い¹¹⁾。その定期金の支払状況は扶養定期金の場合と同様である。以上のように、離婚給付については、取り決め状況、内容、履行状況の何れもが劣悪な状況にある。

つぎに、子の処遇についてみよう。まず、離婚後の子どもに対する親権行使の態様についてはどうであろうか。親権行使の態様としては、父母による共同行使（一九八七年親権法改正により法認）、父母の一方による単独行使、第三者への子の委託があるが、一九八八年の現状では、母による親権行使が七三・九パーセント、親権の共同行使が一八・四パーセント、父による親権行使が七・七パーセントで、第三者への委託はみられない¹²⁾。改正親権法に基づく親権共

同行使が増大したものの期待されたほどではなく（従来、共同監護は五パーセント）、依然として、母による親権行使が圧倒的多数を占めている。親権行使の態様の決定は、協議離婚の場合は夫婦の合意により、他の場合については夫婦の合意（協定）、社会的調査、子の聴聞に基づき裁判官が決定するが、上述のような行使態様の現状は、親権の行使態様についての夫婦の合意形成（とくに共同行使について）が困難であることを示している。従って、また、それだけ裁判官主導の決定が増えるが、母による親権行使を認める傾向があり、他方、それと対応して父親には訪問権、宿泊権が認められるが、実効性の点で問題が多い。このことが夫婦間における子どもの奪い合いという悲劇を繰り広げさせるのである。つぎに子どもの養育費については、父母がその収入に応じて分担するが（同二八八条）、大半は父親が扶養定期金としての支払義務を負う。子どもの養育費に関する取り決め自体は大半の離婚事例で行われているが（財産的給付取り決め総数の八八・二パーセント）、その履行状況は、一九八五年調査では、規則的かつ完全に支払われたものはわずか三五パーセントにすぎず、支払遅延が一六パーセント、一部のみ支払いが三六パーセント、全く支払いなしが一三パーセントという状況である。⁽¹³⁾この履行状況の劣悪さはやはり親権行使態様の決定のあり方に関わるものである。

以上のように、離婚の諸結果の状況について検討してきたが、離婚給付については取り決め状況、内容、履行状況の何れも劣悪であり、子の処遇については親権の行使態様は共同行使の理念にほど遠く、訪問権、宿泊権の実効性も問題があり、子の養育費の履行状況も劣悪である。以上のような問題状況は、前項で検討した如き手続的には予定されている夫婦による十分な話し合いと合意形成が現実的には困難であるという現実を物語っているといわねばならない。離婚の諸結果についての夫婦の合意形成を現実的にいかに促進するかが大きな課題とならう。

さて、以上において、フランスにおける最近の離婚の捉え方および離婚手続上の取り扱い状況について検討してきたが、その問題状況は次のように整理されよう。離婚は婚姻の自律的運営の一環として積極的に位置付けられ、離婚自体および離婚の諸結果については夫婦の自律的決定に委ねられるという「離婚の私事化」傾向においては、離婚過程における夫婦の主體的合意形成が重要となる。改正離婚法が有責主義から破綻主義へと原理的転換を遂げたことはこの動向に対応するものである。破綻主義においては、離婚事由においても、また、離婚の諸結果の決定においても有責性は問われず（有責性の切断）、とくに合意離婚において典型的であるように、夫婦の主體的合意に基づいた問題解決が基本とされる。有責性の切断は離婚過程における夫婦間の敵対的緊張関係の発生を抑制し、それだけ夫婦間の合意形成を促進しうるものである。しかし、現状は必ずしも予期どおりではない。合意離婚が増大したものの有責離婚が依然として高率を維持していること、認諾離婚が漸次的に増大していることはとくに離婚の諸結果についての夫婦の合意形成の困難さを窺わせるものであるが、離婚の諸結果全体の問題状況は、実際、重大である。離婚給付については取り決め状況、内容、履行状況の何れもが劣悪な状態である。子の処遇については、親権の行使態様は母親による単独行使が圧倒的多数で、改正親権法が目指した親権共同行使の理念にはほど遠く、父親に認められる訪問権、宿泊権も実効性に問題があるし、また、子の養育費については取り決め状況は良好だが履行状況は劣悪である。このような状況への対処として離婚給付や子の養育費の履行状況を改善すべく履行強制措置が講じられたが効を奏していない⁽¹⁴⁾。離婚の諸結果についての以上のような深刻な問題状況をもたらす重要な要因は、その決定過程において夫婦間で主體的な合意形成がなされえず、不十分な「合意」に基づき、または夫婦の意向に添わない形で裁判官により決定されることにあるというべきであろう。とくに、離婚における最大の被害者である子ども⁽¹⁵⁾の処遇については、奪い合いや押し付けとしてではなく、離婚後の両親との実質的な親子関係を維持すべく夫婦が十分な合意形成をすること

説　こそが最も子の利益に合致した解決であるといえるのである⁽¹⁾。

こうして、離婚過程における夫婦間の主体的合意形成の重要性が再認識されるのであるが、問題はその合意形成を現実的にどう確保するかである。離婚に直面した夫婦は少なからず精神的葛藤、感情的対立関係を生じ、それが離婚過程では一層深刻化する恐れがあり、この状況への対応を抜きにしては十分な合意形成を期待しえないであろう(冷靜的対処 *déramatisation*)。今日、離婚問題に対する種々の相談・援助機関において、当該夫婦に対する心理学的、精神分析学的援助が重視されるのはここに理由があるのである。また、合意内容に対する教育学的、法律学的等の観点からの援助も不可欠である。かくして、離婚過程における夫婦間の主体的な合意形成の現実的確保のためには、当該夫婦に対する心理学的、精神分析学的、教育学的、法律学的等の観点からの様々な専門的援助が必要である。そして、このような要請に、まさに、応えようとするのが家事調停 *mediation familiale* の実践に他ならない。

注

(1) B. Bastard et L. Cardia-Vonèche, *op. cit.*, [A], pp. 20 et suiv.

また、B. Bastard は、家事調停に関するヨーロッパ会議において、家事調停発展の要因として、紛争(従って、離婚紛争)の解決策を当事者の自己決定に委ねるようになったこと、そのような解決策こそが家族や夫婦の現実の進展に適合しうること、離婚問題の解決に従事する職業集団も伝統的な調整方法の危機を認識していること、の三点を指摘する。Actes du 1er Congrès Européen de Médiation Familiale, 1990, pp. 88-91

(2) 小野・前掲「今日のフランスの離婚」五一頁、同「フランスの離婚」二七八頁。

(3) L. Cardia-Vonèche et B. Bastard, *Vers un nouvel ordre familiale?*, in *Le groupe familiale*, no 125, p. 124.

(4) *Ibid.* pp. 124-125.

- (5) 改正離婚法の紹介に関する最近の邦語文献としては、稲本洋之助『フランスの家族法』（東大出版会、一九八五年）三四頁以下及び原田・前掲論文、小野・前掲「フランスの離婚」参照。また、離婚給付に関しては、更に、水野紀子「離婚給付の系譜的考察」（法学協会雑誌一〇〇巻九号）一二七頁以下、板倉集一「フランスにおける離婚給付の現状」（ジュリスト九二〇号）八九頁以下、大伏由子「離婚原因と離婚給付（フランス）」（『家族（社会と法）』五号、一九八九年）二二頁以下、等参照。
- (6) 改正離婚法施行直後の一九七六年には有責離婚八九・六パーセント、合意離婚九・七パーセント、破綻離婚〇・七パーセントと未だ有責離婚が圧倒的多数を占めたが、その後、合意離婚が増大し、一九八一年に過半数の五二・四パーセントを占め、有責離婚は四六・一パーセントに減った。しかし、以後においては、合意離婚は過半数を維持しているもののみならず増減なく、逆に有責離婚が微増を示している。この間、破綻離婚は一パーセント台で推移している。一九八八年段階では、合意離婚五三・九五件、有責離婚四八・三七件、破綻離婚一四・〇二件である。Annuaire statistique de la justice, 1986, p. 65. et 1988, p. 85.
- (7) 改正離婚法が妥協的に有責離婚を残させた要因でもあるが、改正法に向けての世論調査では、離婚給付についての新しい給付概念である補償給付に対する反感がみられ、離婚給付に対する制裁的側面に強い執着を示している。水野・前掲、一一七頁注(3)参照。
- (8) 合意離婚に対する認諾離婚の割合は、一九七六年は一七・六パーセントであったが、その後漸増の一途で、一九八八年には二八・一パーセント、実数で二五一九六件に達している。注(6)文献参照。
- (9) 一九八七年の統計では、一一一〇〇件の離婚数の内、財産的給付なし四六二三六件、財産的給付あり六四七六四件、後者の内、子ども固有五二二五九件、夫婦固有七六九八件、夫婦と子ども双方五八〇七件である。Annuaire statistique de la justice, 1987, p. 65. 尚、一九八四年段階の状況について、大伏・前掲、二四二二五頁、小野・前掲、二八四二二五頁、参照。

- (10) A. Boigeol et al., *Le divorce*, in INSEE, *Données sociales*, 1984, pp. 444-445. 原田・前掲、二二七頁、大伏・前掲、四五頁。
- (11) *Ibid.* p. 443. 原田・前掲、二二五～二二六頁、大伏・前掲、三〇頁。
- (12) *Annuaire statistique de la justice*, 1988, p. 87. 以前の状況については、小野・前掲、二八五～六頁参照。
- (13) B. Muñoz-Perez, *Le divorce*, in INSEE, *Données sociales*, 1987, p. 527. 原田・前掲、一三〇頁、小野・前掲、二八四～五頁、大伏・前掲、四五頁、参照。また、P. Festy, *La place des pensions alimentaires*, in *Sociales*, no. 4/1988, pp. 29-30.
- (14) 扶養定期金の履行確保のために、既に、扶養定期金の直接支払制度を定めた一九七三年一月二日法（扶養定期金の直接支払いに関する法律）があったが、更に、一九七五年七月一日法（扶養定期金の公的取立に関する法律）は強制徴収制度を設けた。しかし、履行状況は改善されず、一九八四年二月二日法（支払われない養育費の履行確保のための家族給付支払機関の関与に関する法律）は家族支援手当を扶養定期金債権の前払いとして支給することにした。稲本・前掲、五五～六頁、原田・前掲、二〇二～三、二二八頁、小野・前掲、二八五頁、大伏・前掲、三八頁、参照。
- (15) B. Bastard は、前述のヨーロッパ会議において、離婚後の子の世話のあり方について、父母双方による共同の世話こそが最も望ましいことが心理学者によつて支持されてくること、家事調停は両親に対し共同で世話をする希望と可能性をもたふたふたの目標を、主張する。Actes du 1er Congrès Européen, op. cit., p. 89. また、援助機関である Association Père-Mère-Enfant (APME) が、子どもについて最も望ましいのは改正親権法の理念である親権の共同行使であり、法は夫婦それぞれの立場を、相互の世話を、共同の世話を、強く批判する。APME, *APME Médiation*, p. 9 (*Les motivations de l'APME Médiation*).

三 家事調停 médiation familiale の実践—その内容と手続き

前述のような離婚問題に対応すべく家事調停は、近時、急速な導入と展開をみせているのであるが、以下において、その実践主体と取り組みの経緯、家事調停の実践内容、実践手続きおよび直面する諸問題について検討し、家事調停の全体像を明らかにすべく試みたい。

1 実践諸機関の概要と取り組みの経緯

現在、フランスにおいて家事調停を実践している諸機関は計画中も含めて一九八九年段階で七六機関、一九九〇年段階で八三機関が存在する。⁽¹⁾ これらの諸機関はその設立目的から、家事調停を直接的目的として設立されたものと、本来困難に直面した家族に対する相談・援助機関として設立され、その諸活動の一環として家事調停を取り入れたものの二種類に大別することができる。前者は、いずれも最近の設立で、その三分の二は一九八八年以降である。⁽²⁾ 後者は、カップル、家族、離婚といった問題を主として取り扱うものと、少年少女、要保護の青少年、片親家族といった特定の人々を対象にするもの⁽³⁾があり、その半数以上は一九六〇年〜七〇年代に設立されているが、家事調停の実践は一九八六年以降においてみられる。⁽⁴⁾ これらの諸機関は何れもが、一九〇一年法に基づく非営利団体 association として設立、運営されている点で特徴的である。機関には単独のものが多く、中には多数の支部をもつ全国的な組織として運営されているものもある(代表的なものとして、AFCC、FNEPE、FNCFなど⁽⁵⁾)。他方、未だ家事調

停を實踐している公的機関は殆どみられず、その殆どが民間機関によって實踐されているが、国や地方公共団体は民間機関に対し、補助金や施設提供といった援助を行っている⁽⁹⁾。

家事調停の實踐が行われるようになったのは最も早いもので一九八六年、大半は一九八八年以降である。家事調停導入に至った経緯を全体的にみておこう。家事調停への関心とその技法の取り入れは一九八四～五年からみられるようであり、とくにカナダ・ケベック州における実践技法(ケベック・モデル)が注目されている⁽⁷⁾。家事調停実践のパイオニア的存在とされるのはベルサイユの父・母・子協会(A.P.M.E.)⁽⁸⁾で、一九八三年の設立であるが、援助活動の発展として一九八六年より家事調停を開始し、とくにモントリオール家事調停サービスセンターにおける実践技法を導入した。さらに、A.P.M.E.は一九八八年一月には同センターの専門家を交えてのコロック(司法省等後援)を開催し⁽⁹⁾、前年の一九八七年三月に離婚の子のための地域協会(A.C.F.E.D.)によって開催されたコロック⁽¹⁰⁾とともに、ケベック型の家事調停の導入と普及に大きな役割を果たした⁽¹¹⁾。このような動きと連動しつつ、家事調停の實踐について指導的役割を果たしたのは親と教育者の学校全国連盟(F.N.E.P.E.)である。F.N.E.P.E.は、パリ地域支部を中心に、援助活動の一環として一九八八年一月(実質的には一九八七年九月)より家事調停を開始する一方、四月には同支部の主催で弁護士、判事、精神療法医、夫婦問題カウンセラー、ソーシャルワーカー、各種協会の責任者等二五名による家事調停研修旅行をモントリオールで行い、同年六月から定期的に家事調停の専門家の研修・養成事業に取り組んでいる⁽¹²⁾。さらに、同支部は、一九八九年一月には、司法省、女性の権利庁等の後援をえて家事調停に関する全国研究大会を開催し、各地の各種実践諸機関による家事調停の實踐内容について総括的な検討を行った⁽¹³⁾。以上のような代表的な取り組みを通じてフランスにおける家事調停は確実に深化と広がりを見せているのであり、さらに、一九九一年四月には、各種家事調停実践諸機関の初の全国的組織である家事調停サービス全国委員会(C.N.S.M.F.)⁽¹⁴⁾が結成され、家事調停

の一層の充実・推進と制度化を目指していくことになった。

2 家事調停の内容

そこで、次に、以上のような広範な展開をみせつつある家事調停とはいかなるものであるかについて、その基本概念および調停対象の点から検討しよう。

(1) 家事調停の基本概念

家事調停 *mediation familiale* の概念について検討する場合、予め、次の三点に留意する必要がある。まず、第一に、類似の紛争解決手続きである「調停」*conciliation* との概念的区別が必要である。*conciliation* は民事訴訟法上の概念としては第三者の介入を前提としない⁽¹⁵⁾あるいは、単なる第三者の調停勸試による⁽¹⁶⁾当事者自身による紛争解決手続きであるのに対し、*mediation* は第三者の積極的介入によって当事者を *conciliation* に至らせる⁽¹⁵⁾手続きである。第二に、離婚に関しては、裁判官は、離婚の申し立てがあった場合、調停の勸試 *tentative de conciliation* を行⁽¹⁵⁾が(民法二五二条)、これは当事者の「和合調整」(関係修復)を目的とするものであるの⁽¹⁵⁾に対し⁽¹⁵⁾従って、調停不調命令がある場合に離婚訴訟手続きが開始される⁽¹⁶⁾、*mediation familiale* は、むしろ、離婚を前提にし、離婚の諸結果に関する問題処理を目的とするのである。第三に、*mediation* 一般との関連に留意する必要がある。*mediation* は行政機関との関係、労使関係、犯罪被害者との関係、消費生活関係、賃貸借関係といった広範囲な関係における紛争解決手続きを指すが⁽¹⁶⁾、*mediation familiale* は専ら家族関係における紛争、それも離婚及び別居問題に限定された紛争解決手続きであり、問題の性質上、当事者への心理学的、精神分析的援助等も含めた対応が要求される。そこで、次に、以上の三点を踏まえながら、家事調停 *mediation familiale* の基本概念について検討しよう。

家事調停のパイオニア的存在であるAPMEは、次のように概念規定する。

離婚や別居に関する家事調停は、両親が、自主的に、両者の対話を可能にしうる中立的かつ適任の第三者の援助を要求し、その援助によって、子どもについての安定的生活の計画案を共同で練り上げる、という自治的なプロセスである。⁽¹⁷⁾

より具体的な概念規定をするのは家事調停推進協会（APMF）である。即ち、

離婚や別居に関する家事調停は、家族的紛争の解決のプロセスであり、カップル（婚姻の有無不問）は家事調停員 *mediateur familiale* と称される、中立的で有資格の第三者の守秘的関与を要求し、あるいは受け入れる。家事調停員の役割は、カップルが、家族員の各必要性、とくに、子どものそれ、を親としての平等に基づく共同責任の観点から考慮して、安定的で相互に受け入れ可能な協定の基礎を彼ら自身で見出しうべく彼らを導くことである。⁽¹⁸⁾

以上のような代表的な家事調停の概念規定を通じて、家事調停の主要な特徴点として次の諸点を指摘することができる。⁽¹⁹⁾

第一に、家事調停は、専ら離婚や別居によって生じる諸問題、とくに子どもの処遇問題への対処を目的とするものである。従って、当事者において離婚や別居の意思決定がなされていることが前提となる（あるいは、家事調停の前段階として離婚・別居カウンセリングが行われる場合がある）。この点で、離婚手続きにおいて当事者の和合調整を目指して行われる「調停の試み」と目的を異にすることは、前述のとおりである。

第二に、家事調停は、離婚・別居問題についての当事者による主体的解決を目指すものである。家事調停の開始、問題解決のための話し合い、問題の解決策の決定の一連の過程が当事者の主体的参加と共同責任の下に進められる。

離婚・別居問題は、当事者自身の問題として、当事者自身による解決策の検討と決定こそが最も適格的で、かつ、実効性のある解決を導き出しうるものと考えられているのである。

第三に、以上のような、当事者の主体的な問題解決を現実的に保証すべく第三者の積極的関与 intervention がなされる。第三者（家事調停員 médiateur familiale）は、当事者の援助要請に基づいて関与し、公正かつ中立的な立場で、当事者に対し何ら権威や決定権を持つことなく、当事者が平等な立場で、自由に、十分な対話と意思決定ができるような様々な援助をする。従って、援助内容としては、当事者の心理・感情の調整、問題解決のための適切な情報提供が要求されるが、このような重要な役割を担うべき家事調停員としては心理学的、精神分析学的、教育学的、法律学的等の人文科学、社会科学の専門性に基礎付けられた体制作りが要求される。

第四に、当事者は第三者の援助を受けながら問題解決に向けて対話 dialogue を行うのであるが、その対話のもつ積極的意義が注目される。対話においては、夫婦間における不和の原因、来歴、相互の不平・不満を問題にするのではなく、専ら、離婚後における望ましい家族関係のあり方について、当事者、子ども、家族員の諸必要を考慮して、具体的に検討すべきものとされるのである。離婚は、もはや、夫婦関係の解消、清算という消極的概念としてではなく、離婚後の夫婦関係、親子関係の新たな再編を目指す積極的概念として位置付けられているのである。²⁰⁾

以上のように、家事調停は、離婚や別居を前提に、それから生じる諸問題について、第三者（家事調停員）の適切な援助を受けながら、当事者の主体性、共同責任による解決を目的とした、まさに、自治的、自律的プロセスである。

(2) 家事調停の対象

家事調停が離婚・別居から生じる諸問題、即ち、離婚・別居の諸結果についての問題解決を目指すことは前述のとおりである。しかし、離婚の諸結果については、婚姻財産の清算、離婚給付の問題と子の処遇の問題があるが、その

説 両者を対象にするのか、それとも、後者のみを対象にするのか、について各種実践機関の対応に違いが見られる。前者、即ち、離婚の諸結果の全体を対象にするものは全体的家事調停 mediation globale、後者の子の処遇のみを対象にするものは部分的家事調停 mediation partielle と称されている。

前掲 A P M E は、離婚後の子どもの保護における両親の平等性確保を目的とする機関であり、設立目的から当然のこととして、家事調停は親権の行使の態様、子どもの滞在期間やヴァカンスの過ごし方といった子どもたちの生活リズム、子どもの必要や発達に即した物的措置（養育費等）等の子どもに関する諸問題を対象とする⁽²¹⁾。他方、A P E C - 94 では危機にあるカップルや家族に対する援助を目的にしており、家事調停も子の処遇に関する問題のみでなく、財産の分割や離婚給付の問題も含めて対象とする⁽²²⁾。以上に対し、F N E P E では、その多数の支部が部分的家事調停であるが、パリ地域支部では、相談者の選択により全体的家事調停または部分的家事調停を行っている⁽²³⁾。

このように、何れの種類の家事調停を行うかは、各種実践機関の活動目的とスタッフの如何、とくに、婚姻財産の清算や離婚給付の問題については法的権利義務的判断が要求され、法律専門家との連携の如何（あるいは、各地の弁護士会との協同のあり方）によって決められることになる。最近の調査によれば、四三機関のうち全体的家事調停を行う機関は七〇パーセント、また、部分的家事調停を行う機関も七二パーセントあり（従って、両者併用の機関もある）、両者が行われる割合はほぼ等しい状況にある⁽²⁴⁾。このような両者併用の状況は、ケベック州においてもみられるが（注7参照）、ケベック州においては、近時、公的サービスのあり方として全体的家事調停を州全域で行うべきことが提案されている⁽²⁵⁾。

3 家事調停の手続き

さて、以上のような内容、特徴をもつ家事調停が、どのような体制と手続きでもって実践されているかについて具体的に検討しよう。

(1) 家事調停の体制

家事調停においては、家事調停員の果すべき役割が極めて重要なものであることは前述のとおりである。家事調停員が適切な専門的援助をなしうるか否かが家事調停の成否を左右するといえる。そこで、各種実践機関としては、その要請に応えるべく、十分な人文科学あるいは社会科学の専門性を備えた家事調停員の確保、およびそれを踏まえた調停体制作りが求められることとなる。

まず、家事調停員の専門性についてみよう。各機関で実際に家事調停に従事している者を見てみると、一般的には、心理学専門家、児童心理学専門家、精神分析学専門家、精神療法医、夫婦問題カウンセラー、家族問題カウンセラー、教育専門家、ソーシャルワーカー、法律専門家、等の人文科学、社会科学の専門家が従事している。特異な例としては、離婚した親も従事している例がある。最近の調査によれば、家事調停員は、基礎的資格として、五九パーセントの者がソーシャルワーカーや家族問題相談員等の資格免許状をもち、二七パーセントの者が心理学や精神療法学の資格免許状を、一四パーセントの者が法律学その他の資格免許状をもち、これらの者は、さらに、補充的職業教育として、六八パーセントの者がカップルや家族に関するテーマの教育（家族関係セラピー、夫婦問題カウンセリング等）を、一一パーセントの者がソーシャルワークについての高等教育を、一五パーセントの者がその他様々の教育を、六パーセントの者が聴取、面談の技術研修を受けており、また、家事調停についての基礎的教育研修を受けた者が七一パーセント、さらにより高次の教育研修を受けた者が四一パーセント²⁶⁾いる。このように、家事調停員としては専門的資格・技術をもった職員が配置されているといえる。

次に、調停体制をみてみよう。上述のように、家事調停員の専門性には種々のものがあるが、家事調停に当たり、実際、どのような共同体制が組まれているであろうか。調査によれば、家事調停員一人による単独調停がなされているとするものが七九パーセント、家事調停員複数による共同調停がなされているとするものが五一パーセントである。⁽²⁷⁾ 全体的にみれば単独調停の比率が非常に高いが、共同調停も相当数みられ、相談者の状況に応じて共同調停がなされるとするものが多いようである。これらの中で、共同調停の原則をとる代表的機関がある。一つは、APMEで、二人一組のチームが作られるが、その構成は「混合性の原則 *principe de la mixité*」に基づき、心理学専門家やソーシャルワーカーの専門家より一人と離婚経験者たる親一人とが男女の組み合わせになるように工夫されている。⁽²⁸⁾ もう一つは、EPEパリ地域支部であり、ソーシャルワーカー、夫婦問題カウンセラー、教育者の三人の人文科学専門家および弁護士等三人の法律専門家による計六人の家事調停担当部局が構成され、具体的な家事調停には人文科学、社会科学の分野から一人づつの二人で担当する。⁽²⁹⁾ 調停体制については、各機関の規模、家事調停の対象、家事調停員の専門性の種別等により様々であるが、何れにおいても必要に応じて他分野の専門家の援助を依頼しており（とくに弁護士の援助）、また、機関の六五パーセントが精神療法医、精神科医、精神分析医、法律専門家、ソーシャルワーカー等により構成される指導機関を備え、その指導に当たっている。⁽³⁰⁾

(2) 家事調停のプロセス

家事調停は家事調停員と夫婦双方との面談を通じて行われるが、その具体的プロセスについて検討しよう。家事調停のプロセスについては各機関ともほぼ共通のものがみられ、通常、次の六段階で進められる。⁽³¹⁾

第一段階は相互の信賴的、親近的協同関係の確立である。まず、家事調停員は夫婦双方との信賴関係の確立を図り、共に問題解決に当たるといふ共感的、親近的雰囲気の創出に努める。次いで、夫婦双方に対し家事調停のプロセスや

調停遂行上の諸規則について説明し、調停に対する夫婦の態度を見極め、手続き遂行の決定をする。

第二段階は事実関係の整理である。ここでは、家事調停員は夫婦間の紛争の原因、それに対する双方の感情等を探りながら、紛争の表面に現れた部分、未だ表面化していない部分等、紛争のあらゆる側面を識別し、当事者をしてその紛争の性格および当事者間の合意点、対立点を理解させるようにする。そして、当事者やとくに子どもが必要な性を踏まえて、今後解決すべき問題点の整理を当事者と共に行う。

第三段階は考え方や選択肢の作成である。当事者は、解決すべき問題点について、当事者それぞれの必要性や要求を満足させるに最適な考え方に基ついた認識や信念をもって望むが、家事調停員は、種々の観点から、彼らの要望の実現のため他の方法を検討すべく赴くようにその考え方や信念を揺るがし、当初よりも一層満足をもたらさうような新たな、創造的な選択肢を提案、あるいは、再提案する。これにより、当事者が認識しかつ望ましいとする諸選択肢を明確に提出できるように援助するのである。ここでは、当事者を援助すべく、家事調停員の創造性とエネルギーの全面的發揮が必要とされる。

第四段階は話し合いと態度決定である。家事調停員は、紛争をより積極的で建設的なものへと再構成し、紛争の性格を変化させるべく当事者を援助し、紛争の解決へと導く。また、話し合いを妨げる非建設的、反復的な行動を指摘し、当事者双方がよりよく理解しあえるようにする。さらに、家事調停員は、当事者の各々にとっての選択肢および当事者双方にとって収斂させうる選択肢を見極め、これらの選択肢が家族員の各々にとってどのような現実と効果をもたらすかを当事者と共に検討する。この段階は、家事調停員として、当事者の共同作業の協力的、効果的維持のための本領發揮が求められる。

第五段階は合意事項の明確化と合意案の作成である。まず、家事調停員は、当事者によってなされた諸決定を適切

に反映させて、合意事項を整理、明確化する。この場合、家事調停員は、必要に応じ、当事者に対し、弁護士、会計士、徴税調査官、公証人等の専門家の援助を受けさせる（とくに、権利、義務に関する問題につき）。次いで、家事調停員は、それを踏まえて、問題解決のための合意案の作成を行う。

第六段階は合意案の修正と確定である。各当事者はその合意案をそれぞれの弁護士のもとへ持参し、法律的観点からの修正を施し、または変更の示唆を与えてもらう。その後、家事調停員は、当事者双方から出された要望に従って、合意案の修正を行い、確定する。確定された合意案は離婚手続きを開始すべく裁判所へ提出される。尚、もはや法律的修正を行わず、当事者自身の判断で合意案を確定する場合もある。

以上みてきたように、家事調停は六つの段階を経て進められ、家事調停員の適切な援助を得て、当事者の主体的な話し合い、合意形成が行われ、最終的には、問題解決のための合意案が作成される。尚、家事調停は当事者間において既に離婚の意思が明確である場合に行われるのであるが、未だ離婚意思が明確でない夫婦に対し、家事調停の前段階として、意思決定のための援助が行われることが多い（前段階的家事調停 pre-mediation⁽³²⁾）。

(3) 家事調停の時期、期間及び費用

まず家事調停の行われる時期についてみよう。家事調停は離婚しようとする夫婦のあらゆる段階において試みられるものである。即ち、通常は、とくに協議離婚の場合、離婚手続開始前において予め離婚の諸結果についての合意案作成のために行われる。しかし、既に離婚手続きが開始された後においても、認諾離婚や有責離婚の場合等、裁判官の命令あるいは薦めにより（この場合、一定期間、裁判手続きを停止する裁判官もいる）、または、弁護士⁽³³⁾の薦めにより、合意案を作成すべく家事調停が行われる場合も多い。更には、離婚後、離婚の諸結果に関する決定が守られず、あるいは事情変更があった場合、再合意案を作成すべく家事調停が行われることもある。

次に家事調停の期間はどれくらいであろうか。家事調停は家事調停員と夫婦双方との面談という形で進められるが、一回の面談の平均時間は一・五〜二時間である。家事調停を終わるまでの面談回数は、当事者の紛争状況によって異なるが、APMEでは原則として週一回の割合で定期的(34)に六回の面談が、最高二カ月間位の期間で、行われている。全体的にみても、三〜七回の面談が行われている(35)。

最後に、家事調停の費用についてみよう。利用者負担料は各実施機関の事業補助金受給の有無、多寡等により異なる。代表的機関についてみると、APMEでは面談六回で一夫婦当たり三四〇〇フラン(但し、相談者の経済状況により減額)⁽³⁶⁾、EPEパリ地域支部では面談一回当たり一人二〇〇〜三〇〇フラン(但し、相談者の経済状況により減額)⁽³⁷⁾、APC-94では市町村の補助金が出る窓口では無料、その他では面談一回当たり一人一七〇フラン程度であるが、AJBでは家事調停を公的サービスと考え、無料または無料に近い⁽³⁸⁾。全体的にみると、利用者負担料は面談一回当たり一人〇〜四〇〇フランと幅があるが、大多数が二〇〇フラン以下であり、それも三二パーセントの機関が五〇フラン以下(その内、二二パーセントが無料)⁽⁴⁰⁾である。

4 直面する諸問題

さて、フランスにおける家事調停は、以上において検討したような内容と手続きに基づいて実践されているのであるが、家事調停は未だ経験の浅い実践であるだけに、実践上種々の問題に直面している。提起されている主要な問題点について指摘しておこう。

第一は財政問題である。各種実践機関が家事調停サービスの開設に当たり国、地方公共団体等の事業補助金の交付を受けたのは僅か三五パーセントにすぎず、また、その後の家事調停サービスの維持も事業補助金と利用者負担料に

よるとする機関が五一パーセント、利用者負担料だけによるとする機関が四九パーセントである。⁽⁴¹⁾このように、家事調停サービスの開設、維持における事業補助金交付の割合が低い状況では（しかも補助金額も不十分である）、各機関とも十分なサービスを提供できず、中には、家事調停サービスの中止やサービス目的の変更を余儀なくされるものが出てきている。⁽⁴²⁾

第二は家事調停に関する教育研修の問題である。家事調停員としての職務を十分に行うためには、ソーシャルワーカー、心理学、精神分析学等の基礎的資格をもつ者がさらに家事調停自体についての特別研修を受けることが不可欠である。家事調停についての理論的、実践的な基礎的教育研修やより高次の教育研修を組織する必要がある。さらには家事調停員としての資格免許状を付与するための教育機関の整備が必要である。⁽⁴³⁾

第三は家事調停の内容、質の統一化の問題である。各機関はその設立目的、スタッフ等からそれぞれ特徴的な家事調停サービスを行っているのであるが、他面、内容と質のばらつきも多い。家事調停の全体的進展を図るためには各機関が最低限踏まえるべき共通の基準である職業倫理準則 *code de deontologie* の制定が必要である。現在、APMFにより職業倫理準則が定められているが、⁽⁴⁴⁾それについての検討あるいは一般化が求められている。⁽⁴⁵⁾

その他、家事調停が実効性を挙げうるためには、家事調停員の中立性の確保の問題、家事調停の場の問題、裁判官との関係のあり方等、検討すべき課題は多い。これらの問題は後に触れる。

さて、以上において、フランスにおける家事調停が、どのような機関によって担われ、どのような内容と手続きにより行われているか、また、どのような問題点に直面しているか、について検討してきたが、全体を通じてその特徴点を整理しておこう。

第一に、フランスにおいては、家事調停の導入と実践が各種民間機関のイニシアティブをもって行われている。国、地方公共団体等により財政的援助、施設提供等がなされているが、未だ十分なものではない。

第二に、家事調停の実践技法は、基本的には、フランス文化の影響の強いカナダ・ケベック州における実践技法（ケベック・モデル）を取り入れたものである。勿論、ケベック・モデルそのものの導入ではなく、フランスの実情、各種機関の活動内容、スタッフ等に応じ、多様な形態を取っている。⁽⁴⁶⁾

第三に、家事調停は、離婚（別居）を決した当事者が、離婚の諸結果に関する諸問題につき、家事調停員の専門的援助をえながら、その主体性と共同責任に基づく解決を図る自治的プロセスとして位置付けられている。

第四に、フランスでは部分的家事調停と全体的家事調停の両者がほぼ同じ割合で行われている。

第五に、家事調停は人文科学あるいは社会科学の専門性を備え、さらに家事調停の教育研修を受けた家事調停員が担当し、調停体制としては単独調停の方が比較的には多いが、共同調停も多数みられる。

第六に、家事調停は、家事調停員と当事者双方との定期的な面談という形で、通常、六段階のプロセスを経て行われ、離婚の諸結果についての合意案を作成する。調停時期は離婚手続開始前が多いが、離婚手続きの最中や離婚判決後において行われることもある。

第七に、家事調停は、補助金や公共性を考慮して無料で行う機関もみられるが、目下のところ、有料で行う機関が多い。

最後に、以下のような諸特徴をもって実践されている家事調停も、財政問題、家事調停の教育研修問題、家事調停の内容、質の統一化の問題等、多くの検討課題を抱えている。

(1) B. Bastard et L. Cardia-Vonèche, op. cit. [A], pp. 199 et suiv. に一九八九年末段階で集計した七六機関のリストが掲載されている。また Actes du 1er Congrès Européen de Médiation Familiale, 1990, pp. 301 et suiv. には一九九〇年段階での八三機関のリストが掲載されている。

(2) B. Bastard et L. Cardia-Vonèche, op. cit. [A], p. 52.

(3) *Ibid.*, p. 55.

(4) 一九〇一年七月一日法(「非営利社団契約に関する法」)によれば、二人以上の者が、利益分配以外の目的をもって、永続的に、知識や活動を共有するために、契約に基づき非営利社団を結成することができる(第一条)。とくに慈善・福祉目的、教育・文化目的、政治目的などが多い。非営利社団は設立の届出と官報による公示により法人格を取得する(第二、五、六条)。非営利社団には届出非営利社団と公益性承認非営利社団があり、後者は、とくにデクレにより公益性が承認されたもので、前者より権利能力の範囲が広い(第一一条)。尚、無届の場合も設立は認められるが、法人格を有せず、また、権利能力も極めて制限される。後掲のA.F.C.C.C. F.N.E.P.E. F.N.C.F.は何れも公益性が承認されている。本法については、J. O. de la république française, Associations-Régime général, 1990, pp.5 et suiv. 参照。

(5) 全国的な代表的機関について簡単な紹介をしよう。

A.F.C.C.C. (Association Française des Centres de Consultation Conjugale) は、一九六一年六月に設立され、現在全国的に二八の支部をもつ。活動としては夫婦問題、家族問題に関する相談・援助、カップル・セラピー、家事調停、親子の触れ合いの場の提供および夫婦問題、家族問題に携わる実務家の養成、研修を行う。家事調停についてはヴァルド・マルヌ県支部であるA.F.C.C.—94 (Association pour l'enfant et le couple-94)を中心に、現在、八支部で行われている。

F.N.E.P.E. (Fédération Nationale des Ecoles des Parents et des Educateurs) は、一九七〇年に設立され、現在、全国的に二〇〇の支部をもつ、さらに九支部が準備中である。活動としては、子や青少年問題、夫婦問題、家族問題、教育問

題等についての情報提供、電話相談、心理学的相談、家事調停および実務家の養成、研修等を行う。家事調停はパリ地域支部 (DPEP Ile-de-France) を中心に、現在、一四支部で行われている。

F.N.C.F. (Fédération Nationale Couple et Famille) は、一九六六年三月に設立され、現在、全国的に四三の支部をもつ。活動としては、親子問題、青少年問題、夫婦問題、家族問題等に対する情報提供、相談・援助、家事調停、実務家の養成等を行う。家事調停は、パリ支部等、現在、五支部で行われている。

以上の諸機関については、小野・前掲調査報告、六ページ以下、参照。

(6) 司法省、女性の権利庁等やいくつかの地方公共団体は、家事調停サービスの開設あるいは維持に対し事業補助金を交付しているが、交付比率も低く、交付額も不十分であり、民間機関は大きな財政難に直面している(後述4参照)。施設提供の例としては、A.P.E.C. 94では、相談窓口をクレテュー大審裁判所内や市町村の社会センター内に開設することが認められている。小野・前掲調査報告書、八ページ参照。

(7) B. Bastard et C. Gardia-Yonèche, op. cit. [A], p. 50.

カナダ・ケベック州では、一九八一年にモントリオール市において、公的サービスとして家事調停がスタートした。即ち、同年二月、ケベック司法省、社会問題省、モントリオール上級裁判所、弁護士会、司法扶助会およびモントリオール市社会サービスセンターの諸機関の協定に基づきモントリオール家事調停サービス(S.M.F.)が開始され、一九八四年四月には常設サービスとして確立された。相談窓口は裁判所におかれ、六人の家事調停員(ソーシャルワーカーと心理学の専門家、男女三人ずつ)を含め一人のスタッフである。サービス内容はカップルに対する決定の援助および家事調停である。家事調停は離婚の諸結果全体の問題を対象にする(全体的家事調停 médiation globale)。尚、一九八四年には、ケベック市において、同市社会サービスセンターによって家事調停サービスが開始された。二人の家事調停員が配置され、ここでは子の処遇の問題だけを対象にした部分的家事調停(médiation partielle)がなされる。Voir, Justin Lévesque, La médiation en matière familiale: L'expérience du Québec, in Service sociale dans le monde, no. 4, 1988, pp. 39 et suiv. 同1)

〜 J. Lévesque, Canada : les résultats d'une recherche, in Le groupe familiale, no. 125, 1989, pp.60 et suiv. 40.5
 2) Aldo Morrone, Etat de la médiation familiale dans les services publics : La médiation globale à Montréal, et Gilles Lavergne, Etat de la médiation familiale au Québec, Bilan du service de médiation de Québec, in Recueil de conférences prononcées lors du colloque sur programme en médiation familiale, 1985, pp.17 et suiv. et pp. 37 et suiv.

(8) APME (Association Père-Mère-Enfant) の組織と役割について APME, APME Médiation 49-45 M. Mahoin, Association Père-Mère-Enfant (APME), in EPE, Actes journée d'étude des pratiques de la médiation familiale en France, 1989, pp. 41-43. 40.5 2) B. Bastard et C. Cardia-Vonèche, op. cit. [A], pp. 75 et suiv. 参照。

(9) Colloque organisé par APME sur "Divorce, Séparation, Médiation dans l'intérêt de l'enfant", Le 30 janvier 1988, à Versailles.

(10) Colloque organisé par ACFED (Association Communautaire en faveur des Enfants du Divorcé) sur "Divorce, impact et problématique", Le 20 mars 1987 à l'UNESCO-Paris.

(11) 後述するように「E.C.E.」の目的は「ロロクン」を母とするベトナム州での経験から出てきた政府としてベトナムへの家事調停に関する研究機関を組織する動因となった。Isabella BILFETA et al., Rapport de la mission relative à la médiation familiale, 1988, p. 1.

(12) モントリオールへの家事調停研修旅行に参加した実務家達を中心になつて、家事調停の発展、推進を図るべく、一九八八年七月、Association pour la promotion de la médiation familiale (APMF) を組織した。この団体は、法律や人文科学の専門家のみでなく、離別した親の団体の代表者、ヨーロッパ各国の団体の代表者により構成され、学際性と国際的交流に基づいた活動を目指し、具体的には、家事調停の普及と促進、家事調停助長の立法的修正の提案、家事調停員の国際的組織網の創設、家事調停に関する資料の集中と普及、等々行つて。 Voir, APMF, L'APMF et ses actions.

- FALEFの研修、養成事業について、Annie Babu, EPE Ile-de-France : La formation à la médiation familiale, in Le groupe familiale, no. 125, pp. 104-105. 参照。
- (13) この研究大会の区谷について、EPE, Actes journée d'étude des pratiques de la médiation familiale en France, nov. 1989. 参照。また、実践報告を行った機関は、CNM (Centre National de la Médiation), APMF, APEC-94, AAJB (Association des Amis de Jean Bosco), CNIDFF (Centre National d'Information et de Documentation des Femmes et des Familles), Association "Divorcer Autrement" à Strasbourg. Le couvige à Clermont-Ferrand, AFCCC-Bordeaux, "La Passerelle" de Grenoble, FNEPE, AFCCC ほか。その他、司法省、女性の権利庁代表者、パリ大審裁判所副所長、弁護士、研究者等の報告がなされた。
- (14) 一九九〇年十一月二十九日～十二月一日の間、APMFおよびAAJBによる企画運営でもって、ヨーロッパ会議、司法省、女性の権利庁、家族庁、フランス財団の後援をえて、カーンにおいて家事調停に関する第一回ヨーロッパ会議が開催された。フランスから四十三名、イギリス、イタリア、ベルギー等諸外国から三十三名の参加があった。会議ではフランスやヨーロッパ諸国における家事調停の取り組みや問題点についての円卓会議やフォーラム、分科会が開かれた。そして、フランスにおける家事調停の推進と制度化を目指すべく、各種実践機関の全国レベルの代表機関として家事調停サービス全国委員会 (Comité Nationale des Services de Médiation Familiale) の設置が提案され、了承された (設立は一九九一年四月である)。⁹²⁾ 会議区谷について、Actes du 1er Congrès Européen de Médiation Familiale, 1990. 参照。
- (15) フランス法上の conciliation と médiation の概念的区別は必ずしも判明ではない。conciliation は、紛争当事者が自らの合意によって紛争を止めることを意味し、必ずしも第三者の介入を前提としない (あるいは、介入しても単なる和解の勧誘にすぎない)。これに対し、第三者が積極的に介入 (解決案提示も含む) して、当事者を conciliation に至らしめる行為が médiation とされる。尚、第三者による解決案が強制力をもち場合は仲裁 arbitrage である。両概念の区別について、Cornu, Vocabulaire juridique, PUF, 1987, の語彙項目の他、日本の法律家編『日本とフランスの裁判観』(有斐閣、一

説
 九九一年)五一頁、一〇七―一〇八頁、参照。尚、アメリカ法における両概念の区別については、水口・前掲論文、二六三―二六四頁、参照。

論
 (15-2) C. Colombet et al, dictionnaire juridique : DIVORCE, Dalloz, 1984, p. 103. et C. Lienhard, Le rôle du juge aux affaires matrimoniales, Economica, 1985, p. 227.

(16) médiation 代行的な紛争解決プロセス。 Voir, Jean-Pierre Bonafé-Schmitt, Une esquisse d'état des lieux de la médiation, in Le groupe familial, no. 125, pp. 5 et suiv. また、田中法幸合編・前掲書「九七―九八頁」参照。

(17) APME, APME Médiation, op. cit., p. 11.

(18) APMF, Code déontologie, art. 2 (définition), in Actes du 1er Congrès Européen, op. cit., p. 313.

(19) A A J B は家事調停の利点として次の諸点を挙げる。(1)配偶者の自己決定、(2)競争による協同、(3)配偶者間の権限の平等、(4)親の役割の維持、(5)怒りや不好の減少、(6)過去とではなく現在、将来への集中、(7)配偶者間の意思疎通、(8)親および子の利益の尊重、(9)将来の競争の減少、(10)尊厳や自己認識、(11)経済的な競争解決。 Voir, A A J B, Création d'un service de médiation familiale, p.10. また、回覧の A A J B の次の諸点を挙げる。(1)両親の共同責任、(2)親の役割の平等性の維持、(3)競争の脱レトリート、(4)対立ちの対話、(5)意思疎通の容易化、(6)将来の紛争の解決、(7)相互尊重、(8)経済的紛争解決。 Voir, APME, APME Médiation, op. cit., p. 14.

(20) 本語 dialogue の対訳として「対話」を挙げ、 Voir, B. Bastard et C. Cardia-Vonéche, op. cit, [A], pp. 18-19, et pp. 125 et suiv.

(21) APME, APME Médiation, op. cit., p. 2.

(22) M. T. Martinière et al., La médiation familiale, une voie transitionnelle, in Dialogue, no. 105, p. 85.

(23) Annie Babu, Synthèse des six Ecoles des Parents pratiquant la médiation familiale, in Actes journée d'étude des pratiques de la médiation familiale en France, op. cit., p. 72. また、Annie Babu, EPE Ile-de-France: La con-

- sultation médiation, in *Le groupe familiale*, no. 125, op. cit., p. 95.
- (72) CNSSMF (Comité Nationale des Services de Médiation Familiale), *Les Services de Médiation Familiale en France*, déc. 1991, p.10. この文種は、CNSMFが、一九九一年四月の総会決定に基づき、フランスにおける家事調停の母体となる協会の組織をめぐっての家事調停サービス機関を対象に行ったアンケート調査（回収率五六パーセント）の分析結果に基づく。
- (73) Conseil de la famille du Québec, *Avis sur les services de médiation familiale*, 1989, p. 6.
- (74) CNSSMF, *Les Services de Médiation Familiale en France*, op. cit., p. 8.
- (75) *Ibid.*, p. 10.
- (76) APME, *APME Médiation*, op. cit., p.13.
- (77) Annie Babu, *Synthèse des six Ecoles des Parents pratiquant la médiation familiale*, op. cit., p. 71. et Annie Babu, *EPE Ile-de-France : La consultation médiation*, op. cit., p. 95.
- (78) CNSSMF, *Les Services de médiation Familiale en France*, op. cit., p. 12.
- (79) Annie Babu, *EPE Ile-de-France : La consultation médiation*, op. cit., pp. 98 et suiv. AAJB, *Création d'un service de médiation familiale*, op. cit., pp.6 et suiv. 注 B. Bastard et C. Cardia-Vonèche, op. cit., [A], pp.129 et suiv. *この調査は家事調停の継続感を区別することを目的とする。*
- (80) Annie Babu, *ibid.*, pp. 96 et suiv. AAJB, *ibid.*, pp. 18 et suiv.
- (81) Annie Babu, *ibid.*, p. 96. AAJB, *ibid.*, p. 15. 調査によれば、カッセルが家事調停に専ら動機として「裁判官の腐敗による司法の遅延を心配する」という理由が最大の理由である。CNSSMF, *Les Services de Médiation Familiale en France*, op. cit., p.10.
- (82) APME, *APME Médiation*, op. cit., p. 13.

- (35) CNSMF, Les Services de Médiation Familiale en France, op. cit., p.11.
- (36) APMEF, APMEF Médiation, op. cit., p. 12. B. Bastard et C. Cardia-Vonèche, op. cit., [A], p. 81.
- (37) 小野・前掲調査報告書「一〇頁。B. Bastard et C. Cardia-Vonèche, op. cit., [A], p. 124.
- (38) 小野・前掲調査報告書「九頁。M. T. Martinière et al., op. cit., p. 86.
- (39) AAJB, Création d'un service de médiation familiale, op. cit., p.20. 無料化の理由として「カーンでは七〇パーセントの離婚者が裁判扶助を受け、大多数の者が経済的に困難な状態にあり、家事調停の費用負担に対し反発があることから、家事調停を専ら公的サービスとして行う必要がある」とする。
- (40) CNSMF, Les Services de médiation Familiale en France, op. cit., p.4.
- (41) Ibid., p. 4.
- (42) Ibid., p. 15.
- (43) Ibid., p. 15. 実際に家事調停員の教育研修を行っている機関としては、EHECパリ地域支部 (Voir, Annie Babu, EPEF de France : La formation à la médiation familiale, op. cit., pp. 104 et suiv.) や AFECCO 付属の養成研修所 (Institut de Formation : Voir, AFCCC, Institut de Formation 1990—1991) がある。これらは、他の分野の実務家の養成事業の一環として、いわば短期的な教育研修を目的とするが、近時、二年間の調停員完全養成のための機関が設立された (Institut de Formation à la Médiation)。また、パリ第一〇大学、リオン大学、ストラスブルグ大学では家事調停員の資格免許状を出すべく取り組みを行っている。
- (44) APMEF, Code de déontologie (10 articles), in Actes du 1er Congrès Européen, op. cit., pp. 313—315.
- (45) Ibid., p.288. 尚、カナダでは、カナダ家事調停 (MFC) とケベック家事調停協会 (AMFQ) が一九八五年以来職業倫理準則の作成を進めており、一九八六年一月には MFC が承認した。Voir, J. Lévesque, La médiation en matière familiale : l'expérience du Québec, op. cit., pp. 43-44.

(46) とくに、従来の諸活動の一環として家事調停を取り入れた諸機関においては、活動目的、スタッフとの関連で、様々な重点の置き方がみられ、家事調停も多様な形態を示す。B. Bastard et C. Cardia-Vonèche, op. cit. [A], p.56, 59.

四 家事調停 médiation familiale 制度化の動向

以上検討してきたように、フランスでは家事調停の実践が、民間機関のイニシアティブをもって、広範囲な展開を遂げており、また、制度化の要求も出てきているのであるが、このような動向に対する国側の対応はいかなるものであろうか。裁判所内部の動きおよび政府の対応について検討しよう。

1 裁判所内部の動き

裁判官(婚姻事件裁判官 J.A.M.)が離婚事件を処理するに当たり、当事者に対し家事調停を受けるべく命令し、または、薦める事例が多くみられることは前述のとおりである。とくに、ヴェルサイユ大審裁判所では、APMEとの連携の下に、裁判官は当事者を家事調停へと促し、そのため、二カ月間、判決を延期するという体制が取られている。⁽²⁾

このような裁判官の対応の先駆的動きとして、パリ大審裁判所における心理学的相談・援助サービスが注目される。⁽³⁾ この心理学的サービスは、一九七二年に、心理学的に重大な困難に直面した当事者に対する受入れ accueil と聴取 écoute を行うために家事部に設けられた。二人の心理学専門家が配置され、当事者に対しカウンセリング、セラ

ピー、決定援助、和解援助等を行い、婚姻事件の処理において大きな役割を果している。大多数の場合、調停の勸試 tentative de conciliation などの場合に、裁判官により促されている。また、改正親権法施行後は、子の聴聞 audition においても心理学的サービスの果す役割は大きい。こうして、今日、パリ大審裁判所家事部においては、離婚問題の処理において心理学的サービスは不可欠のものとなっている。

このパリ大審裁判所における心理学的サービスの実践の成果に基づいてか、司法省は、一九八八年二月、全国の婚姻事件裁判官に宛てて、改正親権法の適用に関してではあるが、当事者の心理学的援助に関する通達を出した。⁽³⁾即ち、離婚手続きにおいて、夫婦や子どもに混乱がみられ、あるいは夫婦間の紛争が激しく、とくに子どもと両親との関係維持が困難である場合には、心理学者、夫婦問題カウンセラー、ソーシャルワーカー、等の専門家に会わせるべく当事者を促すことが望ましい、それにより、夫婦は離婚の諸結果、とくに子ども将来に関し、より良く考えることができる、とするものである。この通達は、家事調停という用語こそ使っていないが、家事調停の精神を十分に含むものである。⁽⁴⁾

このように離婚時の重大な困難に直面した夫婦、子どもに対する心理学的援助は、今日、急速な展開を示している。家事調停の実践を基礎付けるものであるが、心理学的サービス部局が、未だ、パリ大審裁判所家事部以外に設置されていないという事実は、この領域での裁判所の果すべき役割の困難さを示している。⁽⁵⁾しかし、他方では、パリ大審裁判所における心理学的サービスを家事調停をも行う積極的なものとして再編成すべきであるという要求も強いのである。⁽⁶⁾

2 政府調査団の派遣

政府は、一九八八年五月二七日、ケベック州へ家事調停についての調査団を派遣した。⁽⁷⁾ 調査団派遣の動因となったのは、前述した一九八七年三月（ACFED主催）および一九八八年一月（APME主催）に開催された家事調停に関するコロックにおいて、ケベック州での家事調停の経験が示され、フランス側の大きな関心を呼んだことにある（三、注（11）参照）。そこで、政府としては、ケベック州における家事調停の経験の現状を分析し、家事調停をフランスに導入することの諸結果に関する考察を深化させることを目的として、調査団を組織したのである。

調査は(1)家事調停内容の把握、(2)家事調停従事者の状況、(3)行政機関の対応、の諸点について行われた。⁽⁸⁾ (1)については、モントリオール市およびケベック市の家事調停サービスセンターを訪れ、それぞれの組織と実践内容を調査した。(2)については、両市における研究者、裁判官、弁護士、心理学者、ソーシャルワーカー、ケベック家事調停協会他各種団体・協会代表者等との意見交換を行った。(3)については、家事調停が公的サービスとして行われていることから、社会問題省、司法省、健康・社会サービス省や両市の社会サービスセンターの代表者等と面談を行った。調査団は、これらの調査が実りある有益なものであり、フランスに未だ知られていない制度（家事調停）が機能しているのを認識しえたとし、検討課題を多く残しているが、多くの者がその導入を望むであろうと結論した。⁽⁹⁾ 尚、政府は、他方で、この調査団派遣前の四月五日付で、フランスにおける家事調停の実践経験についての総括的研究の委託（補助金交付）の公募を行い、⁽¹⁰⁾ フランスにおける家事調停についての全体的状況把握に着手した。

3 調停前置に関する法律案の提出

政府は、一九八九年四月、「裁判所の判決手続の前に調停 mediation を置く法律案（全三カ条）⁽¹¹⁾」を国民議会に提出した。この法律案は、一九九〇年四月、やや政治的色彩を帯びた議論を経て、国民議会で修正可決され、⁽¹²⁾ 目下、上

この法律案は、従来、複雑な紛争を解決すべく、裁判官のイニシアティブで行われてきた各領域での調停 mediation の経験を是認し、その利用・促進のために、調停に対し明確な法的根拠を付与することを目的とするものである。法律案の特徴は次の諸点である。⁽¹⁴⁾ 第一に、調停は、裁判手続きにおける調停 mediation judiciaire に限定され、あらゆる民事事件を対象とする。第二に、裁判官主導で、裁判官の判断により職権でもって調停に付することができる。第三に、調停員の選任は専ら裁判官の自由選択に任せられ、調停員は職業として、あるいは付随的活動として調停を行う者であってはならない。第四に、調停員の任務は当事者の言い分を聞き、当事者が合意しうる解決策を提案することである。第五に、調停は期間を定めて行われ（延長可）、その費用は、理由ある場合は、当事者が負担する。第六に、調停員は守秘義務を負い、調停員の記録や当事者の陳述は、当事者の意思に反して担当裁判官に提出されない。

以上のような特徴をもつ提出原案に対し、法律委員会は、原案には、(1)当事者の権利との関係における裁判官の権限とその限界および調停員の任務、(2)調停実施の条件、(3)調停員の報酬等、調停の費用、(4)調停の適用範囲、期間、終了時間問題、の諸点において不明確で、受け入れ難いところがある、と批判し、⁽¹⁵⁾ これらの諸点を踏まえ、五カ所の修正と四ヶ条の追加という大幅な修正を加えた。⁽¹⁶⁾ 修正された諸点は次の如くである。⁽¹⁷⁾ 第一に、裁判官の職権による調停の開始を否定し、当事者の同意を要するものとした。調停制度の精神や調停の実効性からの判断である。第二に、調停員の任務について、当事者への解決策の提案の他、当事者自身をして合意点を見い出せしむるよう援助すべきものとした。これはとくに離婚問題等における家事調停のあり方への対応を示したものである。⁽¹⁸⁾ 第三に、調停の実施条件として、調停員が職業として、あるいは付随的活動として調停を行いえないとする禁止条項を廃止した。紛争の特殊性に応じた有資格者をもって当てるべきものとされた。ここでもとくに家事調停における家事調停員の役割と専門性

および熟練性への積極的対応が示された¹⁹⁾。第四に、調停費用については当事者が分担すべきものとした。そのためにも、事前に費用の性質、額についての十分な情報提供が必要とされる。第五に、調停の適用範囲については、刑事手続きは明確に除外され、民事事件についてはあらゆる分野を対象とするものとされた。第六に、調停期間については、三月を原則とし、理由ある場合は同一期間一回更新可能と制限した。最後に、調停終了時の手続きとして、調停員は調停の成否について裁判官に報告し、成立の場合は当事者は合意事項につき執行方法をうべく裁判官に合意の確認を求めることができ、不成立の場合は訴訟手続きが続行され、調停員の記録や当事者の陳述は当事者の同意がある場合にしか裁判官に報告されないものとした。これらの修正案はすべて可決された。

以上のように、調停前置の法律案は、訴訟手続きにおいて調停員の援助による当事者の合意に基づく紛争解決を目指すものである²⁰⁾。調停の対象はあらゆる分野の民事事件とされ、広範囲であるが、家事事件、とくに離婚問題が主要な対象とされることはいうまでもない。提出原案では裁判官の権限や調停員の役割が強く、また調停員の専門性に問題があったが、修正案では、調停開始につき当事者の同意を要するものとされ、調停員の専門性が重視され、調停における当事者の主体性が尊重されることとなった。この修正過程においては立法者と家事調停実施機関との接触がもたれ、家事調停の経験を踏まえた積極的対応がなされたのである²¹⁾。かくして、この法律案は、訴訟手続きの一環としてではあれ、家事事件、とくに離婚問題の解決に当たって調停、しかも実質的にはいわゆる家事調停を行うことを制度的に認めるものであり、その調停を行う場合の民間の家事調停実践機関との関連等、今後さらに検討すべき課題もあるが、少なくとも、民間機関による家事調停の実践に対し一定の法的基礎付けを与えうるものであるということができる²²⁾。

4 民間の制度化要求

家事調停の制度化を目指した民間の動きについて最後に触れておこう。当初の動きとしては、一九八八年七月に設立された家事調停推進協会（APMF）（三、注12）参照）が、家事調停を助長する立法上、規則上の修正についての提案をすることを活動の一環として掲げてきた。この方向性が大きな展開を遂げたのは、一九九〇年二月の第一回ヨーロッパ会議における家事調停サービス全国委員会の結成の提案であった（三、注14）参照）。

この全国委員会結成の提案は会議の第四フォーラム「家事調停サービスの創造」において、家事調停サービスの制度化の推進のための規則や法的枠組の必要性が強く認識され、その目的達成のために全国委員会の結成が求められたことに基づく²³。規約草案によれば、全国委員会は一九〇一年法に基づく association として設立され、家事調停サービスについての全国的代表機関として位置付けられ、家事調停サービスの創造、調整、情報についての援助と支援を行うことを目的とする²⁴。全体総括会議においては、ここ数年、家事調停サービスの発展が民間のイニシアティブで進められてきたが、今日、公権力が家事調停を厳密に定義付け、組織し、推進手段を講ずべきことが強く求められた。そして、公的認知をうるためには、家事調停が法律条文に取り入れられることが絶対的に必要であるとされた。その法律内容としては、家事調停がいかに裁判手続きの中に取り入れられるかを定め、この実践に対し法的基礎を与えること、家事調停員の任務、利用者に対する質の保証として職業としての家事調停行使の可能性、さらに、離婚手続きにおいて裁判官及び弁護士により当事者に対し家事調停の存在を知らせる義務、等を規定すべきものとした。そして、以上の観点から、前述の調停前置の法律案作成に向けて立法者と家事調停実施機関との共同作業がなされたことは評価すべきものであるとされ、今後、さらに、家事調停実施機関の意見や要望を取り入れるべく共同作業が継続

されるべきことおよび各地の弁護士会長に対し、離婚相談者に対し家事調停の実践について知らせるよう弁護士に薦めるべく対処することを要求していくことが必要であるとされた。⁽²⁵⁾このように、今後は、民間の側においても、家事調停サービス全国委員会（一九九一年四月設立）を中心に、家事調停の制度化を目指した運動が一層展開されるであろう。

以上検討したように、家事調停の制度化の動向としては、国側の対応としては、民間機関による家事調停の広範囲な実践を背景に、裁判所内部において家事調停に対する一定の対応がみられ、また政府としても、ケベック調査やフランスでの総括的調査研究を組織するなど、状況としては制度化の機運が高まってきた。このような状況を背景に、調停前置の法律案（とくに、修正案）が提出されたことは、それが家事調停を直接的に制度化するものではないとしても、その精神、技法が取り入れられており、家事調停の実践に対する一定の法的基礎を与えうるものであろう。民間の家事調停実践機関の側からも法案に対する一定の評価が与えられており、家事調停制度化の動きは、今後一層促進されるであろう。

注

- (1) APME, APME Médiation, op. cit., p. 3.
- (2) パリ大審裁判所家事部における心理学的援助サービスについては、B. Bastard et L. Cardia-Vonèche, op. cit., [A], pp. 64 et suiv. 及び J. Copper-Royer, Les psychologues des affaires matrimoniales du Tribunal de Grande Instance de Paris, Gazette du Palais, 17-18 mars 1990, chronique, pp. 2-3, 参照。
- (3) Circulaire de M. le Garde des Sceaux du 5 février 1988 sur l'application de la loi du 22 juillet 1987 relative

l'exercice de l'autorité parentale, cité par Annie Babu, Les pratiques de médiation familiale en France, Rapport au Colloque "Médiation familiale" de Parent Forever International, pp. 2-3. et J.-P. Goudon, L'Enquête sociale, Gazette du Palais du 20 décembre 1988, chronique, p. 752.

(4) Annie Babu, op. cit., p. 2. 64. 社会調査「調停(enquête sociale)」を家事調停の精神としてとらえていく。J.-P. Goudon, op. cit., p. 752 et C. Granjean, Enquête sociale et médiation dans le conflit familiale, in Le groupe familiale, no. 125, op. cit., pp. 113 et suiv. 参照。

(5) B. Bastard et L. Gardia-Vonèche, op. cit., [A], p. 73. 公調停法チームによる調停と「調停」の同義語としての「調停」の一般化による費用の増加と「調停」の領域での裁判所の果たすべき役割の問題が未解決である。この点を挙げる。

(6) J. Copper-Royer, op. cit., p. 3.

(7) 調停団メンバーは次の三人である。I. Biletta : 法律家として女性の条件を要因 (Délégation à la Condition Féminine) 担当員。J. Copper-Royer : 元調停団メンバー。J. Mazars : 司法官 | 司法官局長

(8) 調停団長 I. Biletta et al., Rapport de la mission relative à la médiation familiale : Mission effectuée au Québec pendant la période du 2 au 7 mai 1988.

(9) Ibid., p. 15.

(10) Appel d'offres en date de 5 avril 1988 relatif à l'étude-bilan des expériences de médiation familiale en France, in Rapport op. cit., ANNEX II. 1) の公調停の場として B. Bastard et L. Gardia-Vonèche の「調停法」を基盤として「調停」を基盤とする。"Le divorce autrement : la médiation familiale" という公調停の場を「調停」(参照)。

(11) Projet de loi instituant la médiation devant les juridictions de l'ordre judiciaire, présenté au nom de M. Michel Rocard, Premier ministre, par M. Pierre Arpaillange, garde des sceaux, ministre de la justice. No.636, Assemblée Nationale.

- (12) この法律案審議ではまず、法律委員(報告者) A. Delattre および司法大臣より提案趣旨及び法律案の説明が行われ、これに対し、F. Delattre より、手続きの長期化、裁判官の役割の否定、当事者の同意なしの職権的調停開始、無料化傾向への背反、調停員の地位の不明確さ、等の理由に基づき審議反対の先決問題が提起された。この先決問題について投票が行われ、一旦は可決されたが、投票の瑕疵を巡って騒然とした議論がなされ、フランス民主主義連合、共和国連合、中道連合等の議員が退席ないし棄権する中で、社会党、一部の共産党、無所属議員による再投票により先決問題は否決された。その後、法律案の審議がなわれ、大幅な修正案が提案され、可決された。Voir, Journal Officiel, Débats parlementaires, Assemblée Nationale, Compte rendu intégral : Séance du jeudi 5 avril 1990, pp. 161 et suiv.
- (13) 法律案は四月六日に上院へ提出されたが、未だ法律委員会に係属中である。Bulletin de l'Assemblée Nationale, no. 93 du novembre 1991, p. 34.
- (14) 以下、法律案提案理由書および法律案審議での提案理由、法律案の説明による。Voir, J. O., Débats parlementaires, op. cit., p. 161 et suiv. また、法律委員や司法大臣は、この法律案について、前述のヨーロッパ会議における報告書として、Actes du 1^{er} Congrès Européen, op. cit., pp. 183-187 et pp. 191-194.
- (15) J. O., Débats parlementaires, op. cit., p. 161. et Rapport fait au nom de la commission des lois sur le projet de loi....., No. 1196, A. N. pp. 11-13.
- (16) 修正された法律案は次の通りである(仮訳)。

第一条 裁判官は、当事者の言い分を聞き、その主張を突き合わせ、彼らと和解させようとするような解決策を当事者に提案し、あるいは、当事者が彼ら自身でその合意点を見出すことを可能にするために、当事者の同意をえて、調停員として、一人の者をその選択で指名することが出来る。

この権限は急速審理裁判官 *juge des référés* にも同様に帰属する。

第一条 裁判官は、紛争の特殊性に応じて、その能力を考慮して調停員を選ぶ。現役の司法官は調停員として指名されえ

ない。

調停の費用は、理由ある場合は、予めその費用の性質や額について知らされた当事者間で分担される。必要な場合は、裁判官により裁定される。

第三条 裁判官は、調停員の任務の期間を定める。その期間は三カ月を超えない。

裁判官は、調停員あるいは当事者の一方の要求により、あるいは職権で、彼が定めた期間の満了前にこの任務を終わらせることができる。裁判官は、同様に、この期間を一回同一期間更新することができる。

第四条(新設) 調停員は守秘義務を負う。

調停員の記録および彼が収集した(当事者の)陳述は、当事者の同意がある場合にしか、担当裁判官に提出されえない。

第五条(新設) 調停員は、その任務の終了時、裁判官に対し当事者が合意に至ったか否かを知らせる。

第六条(新設) 当事者が合意に至った場合は、当事者は、裁判官に対し、合意を確認し、執行力の付与を求めることができる。

第七条(新設) 本法の諸規定は刑事手続きには適用されない。

(17) J. O., *Débats parlementaires*, op. cit., p. 162. et pp. 172 et suiv.

(18) *Ibid.*, p. 162. 当事者が当事者自身で合意点を見出すべく援助する必要性は、とくに家事調停の実践に対応するものであることが指摘されている。また、Rapport, No. 1196, A. N. op. cit., p. 12 et 16. 参照。

(19) *Ibid.*, p. 162. 調停員の職務は、とくに家事調停については速成的になじめるものではなく、適切な能力を必要とすることが指摘されている。また、Rapport, No. 1196, A. N. op. cit., p. 12 et 17. 参照。

(20) 法律案賛同者 G. Bonnemaison は、「裁判上の調停は、余りに厳格すぎる手続きにおける自由の空間である。」と述べる。
Ibid., p. 167.

(21) この点に関し、司法大臣の次の議会発言は注目すべきである。即ち、家事事件も調停の対象になるとした上で、近時、家事調停が展開されていることを認め、本法はこれらの経験を継続することを認めるものであるという。また、調停員の資格に関し、自然人であれ、法人であれ、その能力のあらゆる保証を与えうる調停員について規定する必要がある、それは、家事調停員には即座になれないからであるという。なほ、この領域に関し、あらゆる関係者と協力して、関与の方法、養成についての要求、家事調停の経験の評価方法を明確にすべく作業を開始したことを明らかにした。最後に、今年中に、幾つかの家事調停実践機関とともに作業マニュアル（これが関係諸機関の実践を完全なものとなさせ、裁判官に対し十分に資格を備えたサービスを提供する、こととを可能にするはずである）を作成したい旨を述べた。J. O., Débats parlementaires, op. cit., pp. 163-164.

なお、後述のヨーロッパ会議でも、立法者と家事調停実施機関との接触がもたれたことが報告されている。Actes du 1^{er} Congrès Européen, op. cit., p.288. 法律委員会報告書によれば、法律案審議に当たり意見聴取した個人、団体のうち、調停関係として、全国調停センター（CNM）およびAFMFが挙げられている。Rapport, no. 1196, A. N., op. cit., p. 24. 同様の理由を以て、I. Biléta, Droits des femmes et médiation familiale, in Le groupe familial, no. 125, op. cit., p.108. 及び B. Bastard et L. Cardia-Vonèche, op. cit., [A], p. 51.

(22) Actes du 1^{er} Congrès Européen, op. cit., p. 227.

(23) Comité National des Services de Médiation Familiale: Projet de Statuts, art. 1 et 2. Ibid., p. 317.

(24) Ibid., p. 288.

五 おわりに―総括および日本法への示唆

さて、以上において、フランスにおける家事調停導入の背景、家事調停の実践内容および今後の制度化の動向について検討してきたが、最後に、総括的に、この家事調停の意義と問題点について検討し、併せて、我国における離婚問題の処理に与える示唆について若干の整理をしたい。

1 家事調停の意義と問題点

フランスにおける家事調停の実践は、最も早くて一九八六年段階、その殆どが最近開始されたにすぎないが、現在では、全国で約八〇前後の機関によって実践されるまでに広範囲な展開を遂げている。この家事調停は専ら離婚（および別居）問題を対象として行われているのであるが、一体、離婚問題の解決においていかなる意義をもっているか、また、問題点は何かについて整理しよう。

今日、離婚は婚姻価値実現を目指した家族の再編の積極的契機として位置付けられ、離婚自体および離婚の諸結果について夫婦の自由な合意によって決定されるべきものと考えられており（離婚の私事化）、七五年改正離婚法も破綻主義へと原理的転換を遂げ、合意離婚を法認し、基本的には、この方向性を明確にした。しかし、離婚の諸結果を巡る問題状況は深刻である。即ち、離婚給付における取り決め状況、履行状況の劣悪さ、親権行使態様の跛行的状況、子の養育費の不履行状況等がみられるのである。これは、正に、その決定過程および決定内容において当事者の自由

な合意形成が困難であり、また、裁判官による決定も当事者の意思と要求を十分踏まえたものとなっていないことに起因する。そこで、離婚の諸結果について、当事者および子にとって適合的かつ実効性のある決定をなすには当事者自身により主体的に形成された合意に基礎付けられる必要がある。家事調停は、正に、この当事者間の主体的な合意形成を援助するための手続きとして登場したのである。

家事調停は、離婚を前提に、それから生じる諸問題について、第三者（家事調停員）の専門的な適切な援助を受けながら、当事者の主体性、共同責任による解決を目的とした、自治的、自律的プロセスであると概念規定される。家事調停においては、当事者こそが離婚問題解決の主体者であり、当事者は家事調停の開始、中断、終結の決定権を持ち、問題解決策の最終的決定者である。家事調停員は、当事者の要請に基づき関与し、中立的で何ら決定権をもたず、当事者が精神的、感情的に敵対することなく、自由、平等、責任ある立場で対話をし、当事者および子の将来にとって建設的な問題解決ができるよう、人文科学、社会科学の専門性に基づいたあらゆる援助をするのである。単独調停は勿論のこと、共同調停の場合においても、援助の専門性、有効性を保証すべく、他分野の専門家との連携や上級機関による指導がなされるのである。このように、家事調停は、離婚問題⁽¹⁾についての当事者の主体的、建設的な合意形成を専門的に援助し、当事者が、文字通り、〈離婚の主人 *maître du divorce*〉⁽²⁾たりうるよう支えるシステムであるといふことができる。換言すれば、家事調停は、個性喪失化、規格化された離婚裁判手続きを個性化し（*individualiser*）⁽³⁾、人間性豊かなものにする（*humaniser*）⁽⁴⁾といえるのである。かくして、家事調停は、離婚問題の解決において、当事者の主体的で自由な合意形成を促進し、当事者、子にとって適合的で、かつ、実効性のある解決、従って、再出発としての〈良き離婚 *bon divorce*〉をもたらさしめる援助システムとして大きな役割が期待されるのである。実際、家事調停の有効性がどの程度であるかについては、未だ、フランスの調査はみられないが、カナダにおける調査によれ

説 ば、家事調停を受けた八〇〜九〇パーセントの者が家事調停のやり方に満足し、家事調停により六八パーセントの
論 カップルで合意案が作成され、モントリオールでは、扶養定期金の支払率は九七パーセントの高率であり、その金額
は裁判によるよりも二二パーセント高額であること、また、親権行使態様については、共同監護は四七パーセントで
裁判による場合の五パーセントを遙かに上回ることが報告されている⁽⁴⁾。これをみる限り、家事調停はかなりの有効性
をもっているといえそうである。但し、家事調停は、本来、義務的ではなく、当事者の意思に委ねられているため、
未だ、離婚者のうちごく僅かしか家事調停を利用していないという事実が残る⁽⁵⁾。

ところで、以上のような意義と有効性をもつ家事調停も実践上多くの問題点を抱えている。第一は、家事調停に内
在的な問題点である。家事調停が真に自律的紛争処理システムとして機能しうるためには、(1)強制的要素の排除、(2)
対等・平等関係の維持、(3)介在者の中立性の維持、の諸条件の具備が必要である⁽⁷⁾。(1)については概ね妥当であるが、
今後、制度化との関連で家事調停の「場」のあり方も含めて検討されるべきである。(2)については、家事調停員と当
事者との関係および当事者相互の関係において問題となる。前者においては、家事調停員は当事者と利害関係があっ
てはならず、双方の信頼、親近、協同関係をどう築き得るかが課題である。後者においては実質的な社会、経済的不
平等の立場の影響をどう防ぐか、また、必要かつ適切な情報を十分提供しうるか(従って、他の専門家との連携のあり
方)が課題となる。(3)については家事調停員は中立、公正で決定権限をもたないとされているが、中立性のあり方に
つき、当事者間に実質的不平等がある場合への対応を巡って議論が対立しているのである⁽⁸⁾。第二は家事調停の外在的
問題点である。既に、家事調停の直面する問題点として検討したように(三・四参照)、財政問題、家事調停員の教育研
修問題、職業倫理準則問題、等の重要問題がある。さらに、前述のような家事調停の利用状況を踏まえ、その利用促
進をどう進めるか、また、今後、制度化が展望される中で、家事調停機関と裁判所との関係のあり方をどうするか

大きな問題となろう。

以上のように、フランスにおける家事調停は、種々の問題を抱えつつも、現在、広範囲な展開を示しており、今後一層の普及を遂げるであろう。前述の調停前置の法律案は、その審議経過からみて、この家事調停の実践に一定の法的基礎を与えうるものであり、家事調停の制度化の観点からは、その早期の成立が望まれるところである。⁽⁹⁾

2 日本法への示唆

我国においても離婚が当事者や子どもにとって深刻な問題であることには変わりがない。離婚問題の解決においてフランスにおける家事調停の実践から学ぶべき点は何かについて、最後に、整理しておきたい。

まず、我国における離婚の九〇パーセント余の圧倒的多数を占める協議離婚についてみよう。この離婚形態は、離婚問題の解決につき、文字通り、当事者間の「協議＝合意」によるものであるが、調査によれば、実態は必ずしも十分な協議がなされておらず、財産分与、子の処遇、養育費負担についての内容、履行状況とも劣悪で、「妻子の一方的犠牲の下での離婚」となっている。⁽¹⁰⁾ このような状況は、本来の協議離婚の理念に反するものであり、当事者間の十分な協議を促進させ、当事者双方および子にとって満足のいく解決を図るための援助が不可欠である。⁽¹¹⁾ フランスの家事調停による合意援助システムは、正に、このような状況への対応として機能しているものであり、極めて示唆的である。我国においても、このような機能を果し得る相談・援助機関の創設が望まれるところである。⁽¹²⁾

次に、裁判離婚についてみよう。まず、相対的に数の多い調停離婚についてである。離婚事件では理性的、情緒的に混乱している当事者に平静を取り戻させ、離婚問題について合意による自主的紛争解決ができるように調停前置主義がとられており、⁽¹³⁾ 調停委員会により離婚調停が行われる。しかし、離婚調停は、構造的にも、実態的にも、真に当

当事者による自主的紛争解決手続きとはいえない状況が窺われる。⁽¹⁴⁾ 調停前置主義それ自体が既に強制的要素を帯びるが、さらに、当事者への出頭強制が可能であるし、調停の主宰権は調停委員会にあり、該委員会は調停を不成立にする権限をもつ。また、調停は、裁判官不在で行われることが多く、調査官の活用も不十分で、調停委員は当事者を説得し、あるいは合意案の提示をなすことができる。このような強制的、非中立的な状況においてなされる離婚調停は、実際、その成立状況、離婚の諸結果に関する合意内容において不十分な結果をもたらしている。⁽¹⁵⁾ 以上のような離婚調停の状況からみてフランスの家事調停から学ぶべき点は多い。⁽¹⁶⁾ 第一に、離婚調停における司法的機能と人間関係調整機能の区別ないし分離をし、後者については別個の手続き、または別機関で行うのが、本来、望ましい。⁽¹⁷⁾ しかし、第二に、現状では、後者につき、家庭裁判所調査官の積極的活用による対応が必要である。即ち、人間関係に関する専門教育を受けた調査官による「調整活動」の活用である。⁽¹⁸⁾ そして、この「調整活動」については、調停の円滑的進行のため単なる「準備的措置」⁽¹⁹⁾ に止めず、離婚後の望ましい親子関係のあり方等についての調整も含めるべきであろう。他方、第三に、調停自体については、裁判官不在の状況の改善、調停委員の専門性と中立性の確保が緊急課題である。そこで、第四に、以上を踏まえて、具体的には、調査官による mediation 的調整活動の後、調停委員による調停を経ずに、家事審判官による単独調停として処理する方法（分離処理方式）や調査官による mediation 的調整と調停委員による調停の有機的連携を図る方式（バトントッチ方式）、等が考えられる。⁽²⁰⁾ 次に、狭義の裁判離婚については、通常の人事訴訟事件として処理されるが、この訴訟手続きにおいても、申立による離婚の諸結果に関する処分について当事者の合意形成の可能性を探るべく、調査官の活用等が考慮される必要がある。⁽²¹⁾

以上のように、我国の協議離婚、裁判離婚においても、離婚問題について当事者の自主的・主体的合意形成を基礎にした解決を図るべく、フランスの家事調停の実践から学ぶべき点は多いのである。

註

- (1) B. Bastard et L. Cardia-Vonèche, op. cit., [A], p.144.
- (2) L. Cardia-Vonèche et B. Bastard, Vers un nouvel ordre familiale?, op. cit., p.123.
- (3) J. Lévesque, La médiation en matière familiale : l'expérience du Québec, op. cit., p. 39. et M. T. Martinère et al., La médiation familiale, une voie transitionnelle, op. cit., p. 87.
- (4) J. Lévesque, *ibid.*, pp. 42-43. et aussi J. Lévesque, Canada : les résultats d'une recherche, op. cit., pp. 64-66. #
た、アメリカにおける分析でも、家事調停グループの方が裁判グループよりも満足度が高い（前者は男性七八パーセント、女性四二パーセントであるのに対し、後者は男性四四パーセント、女性五二パーセントである）ことが示されている。J. B. Kelly, Médiation globale, in Le groupe familial, no. 125, op. cit., p. 74. #
また、H. Irving は四七〜八〇パーセント「時々」それ以上が合意解決したことを示す。B. Bastard et L. Cardia-Vonèche, op. cit., [A], p. 38.
- (5) 以上のような有効性の評価に関し、事例の選択基準、満足内容、費用等の点から過大評価を慎むべきことが指摘される。#
B. Bastard et L. Cardia-Vonèche, op. cit., [A], pp. 39-40.
- (6) フランスについてのデータはないが、ケベック調査団報告書によれば、ケベックでは、年間約一万件の離婚、五千件の別居並びに数千件の離婚後の紛争に対し、僅か六〇〇件の家事調停しか行われていない。I. Biletta et al., Rapport, op. cit., p.10. アメリカでは、最高一〇パーセント、カリフォルニアでは三パーセントに過ぎないことが指摘される。#
L. Cardia-Vonèche, op. cit., [A], p.38.
- (7) 南方 暁「家事紛争の裁判外の処理」(有地編『現代家族法の諸問題』弘文堂、一九九〇年)四三二〜四三三頁、参照。
- (8) 即ち、家事調停員の役割は当事者の意思を表明させる単なる触媒に過ぎないとする見解と当事者間の権限の衡平を維持すべく決定過程に介入するとする見解の対立である。後者は、とくに、男女間に実質的な不平等がある場合、単なる中立性ではなくその不平等の再生産をもたらすことと指摘する。#
B. Bastard et L. Cardia-Vonèche, op. cit., [A], pp. 43-45.

- (9) この法律案に対し、法曹界は概ね好意的である。破毀院院長 P. Drai は(家事)調停に非常に好意的で、例えば法律案が可決されなくても裁判所や控訴院の裁判官が(家事)調停の実践を継続することを望むとする。また、弁護士も動機について、とくに激しい反対はなく、十分受け入れられるであろう。Voir, P. Drai, La médiation dans l'institution judiciaire, in *Le groupe familiale*, no. 125, op. cit., pp. 34-35. また、弁護士会も賛同する。Voir, D. Enoch-Mailard et al., *Avocats : plaider pour la médiation*, in *Le groupe familiale*, no. 125, op. cit., pp. 110 et suiv. et aussi, J. Copper-Royer, *La médiation alternative à la solution contentieuse des litiges familiaux*, *Gazette du Palais du 17 jan. 1989, doctrine*, pp. 49 et suiv. Cf. B. Bastard et L. Cardia-Voneche, op. cit., [A], pp. 60-61.
- (10) 協議離婚における離婚の諸結果の劣悪性は一般的に指摘される所であるが、とくに、離婚女性に対する面接調査として、有地編・前掲『現代家族の機能障害とその対策』二二六頁以下(生野執筆)参照。
- (11) 同上、三二〇頁(生野執筆)。
- (12) 我々は、このような機能も含め、家族問題に対し総合的な相談・援助をおこなうための機関として「家族問題総合センター」(第三セクター方式)の設立を提言している。同上、四七三頁、参照。
- (13) 青山 達「調停前置主義について」(谷口、他編『現代家族法体系』)有斐閣、一九八〇年)三一八頁。
- (14) 南方・前掲論文、四四一頁以下、参照。また、市民の側からみた家事調停の実態分析、とくに、調停委員に対する評価については、樋口恵子「市民、とくに女性からみた家事調停」(自由と正義、三六巻七号)一二頁以下(これは、国際婦人年をきっかけに行動を起こす女性たちの会編「家裁調停実態調査」(一九八〇年九月)を紹介するものである)、および、日本婦人法律家協会「家庭裁判所制度の問題点」(判例タイムズ四一九号)一七頁以下、参照。
- (15) 近年、家事調停事件における調停不成立率や未済率の顕著な増加がみられ、家裁内部においても深刻な問題としてとらえられている。最高裁事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況―家事事件」(家裁月報四三巻一号)二二頁以下、佐賀家裁調査官「調停委員会と家庭裁判所調査官との連携の在り方について」(家裁月報四三巻一号)一六三―一六四頁、参照。

- また、離婚調停による離婚の諸結果についての内容は、財産分与の取り決め率は五六パーセント、支払平均額は四一三万円千円にすぎないし、また、子の養育費については、取り決め率は七七パーセント近いが、支払額は月額四万円以下が五五パーセント、六万円以下が八〇パーセントである（平成二年版司法統計年報・家事編、一九五、一九七、二〇〇頁）。尚、利谷信義・石井美智子「日本の離婚」（利谷、他編『離婚の社会学』東大出版会、一九八八年）八三〜八四頁参照。
- (16) アメリカの家事調停に関するが、実務家の関心は高く、「伸び悩む調停制度を持つ我々に示唆してくれることが多々ある」とする。寺戸・前掲論文、四九頁、水口・前掲論文、二六六頁、等。
- (17) 磯野誠一・前掲『家事調停制度の研究』八一、八二頁、参照。
- (18) ここでは主として「心理的調整」が問題となる。調査官の調整活動については、一九七四年九月三〇日最高裁判事務総長通達「調停手続きの運用について」（家裁月報二六卷二二号）一一五頁以下、齊藤正人「家事調停事件における「調整活動」―主として事務総長通達の趣旨について」（調研紀要三〇号）一頁以下、前澤智恵子「家事事件における心理的調整」（家裁月報四〇卷一号）二八二頁以下、南方 暁「離婚とカウンセリング」（川井、他編『講座現代家族法・第二巻夫婦』日本評論社、一九九一年）一六五頁以下、参照。
- また、前述の家事調停の危機への対応として、裁判所内部においても、とくに家裁調査官の活用があり方が追求されている。佐賀家裁調査官・前掲論文、一六二頁以下や同書所収の長崎家裁調査官論文、一〇五頁以下、参照。
- (19) 前掲九月三〇日通達はこの調整につき「家事調停事件の円滑な進行のための準備的な措置として、当事者に働きかけて理的な状態で調停に参加できるようにこれを援助することをいう」と、限定的にとらえる。齊藤・前掲、三頁も同様である。これに対し、磯野教授は、人間関係調整機能の重視の立場から、積極的位置付けをすべきであるとされる。磯野・前掲書、八〇〜八一頁。
- (20) 水口・前掲論文、二六六〜二六七頁。
- (21) 人事訴訟についても家裁の人間関係調整機能その他の調査機能を及ぼす必要性があることは以前から指摘されており、そ

のためには人事訴訟を地方裁判所から家庭裁判所に移管すべきであることが、家裁関係者一般の強い要請として主張されている。目下、法制審議会民法部会身分法小委員会および最高裁判所の家庭裁判所制度運営調査研究会において審議中である。沼邊、他編『新家事調停読本』（一粒社、一九八八年）五二頁（田中執筆）、および、岡垣 学「人事訴訟事件の管轄権」（法学新報八三巻七・八・九号）一一九頁、沼邊愛一「家事調停制度の回顧と展望」（家裁月報四一巻一号）三九〜四〇頁、参照。

（一九九二年一月三十一日稿）